

平成27年第2回美祢市議会定例会会議録（その2）

平成27年6月15日（月曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 なし

3. 欠 員 1名

4. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局係	大塚 享		

5. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺 剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
総合観光部長	奥田源良	美東総合支所長	倉重郁二
秋芳総合支所長	浜口賢真	総務部次長	大野義昭
総務部長	竹内正夫	市民福祉部次長	杉原功一
財政課長	白井栄次	市民福祉部生活環境課長	西山宏史
建設経済部次長	内藤賢治	市民福祉部地域福祉課長	福田泰嗣
市民福祉部健康増進課長	永富康文	病院事業者管理者	高橋睦夫
教育長	波佐間 敏	代表監査委員	三好輝廣
上下水道事業者管理者	久保 毅	消防長	松永 潤

教育委員会
事務局 長
上下水道局長
教育委員会事務局
教育総務課長

山 田 悦 子
松 野 哲 治
千々松 雅 幸

病院事業局
管理部 長
上下水道局
施設課 長
教育委員会事務局
学校教育課長

金 子 彰
矢田部 繁 範
津 守 一 郎

6. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 岡 山 隆
- 2 坪 井 康 男
- 3 岩 本 明 央
- 4 猶 野 智 和

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日議場に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、西岡晃議員、荒山光広議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして順次質問を許可いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○18番（岡山 隆君） それでは、皆さんおはようございます。公明党の岡山隆でございます。一般質問通告書の提出締切日に、一般質問の順序表を決めます番号くじで、見事1番を引き当てたということで、一番最初の登壇者となりました。あとの方が一般質問をやりやすいように、しっかりと誠心誠意頑張ってまいりますので、どうか皆さん、最後まで温かいおつき合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、最初の質問は、子供を産み育てやすい環境づくりに関してでございます。

私は、今から7年半前の平成20年、12月度議会において一般質問を行い、少子化対策への取り組みということで、妊婦検診の完全無料化14回を実施すべきと、村田市長とやりとりをしております。

当時、議事録での私の発言は、2008年ですから、日本の人口も一番多い状況です。それから減ってきたんですけども、日本の人口は1億700万人で、現在のまま少子化に手を打たなければ、50年後には約8,000万台になると。その結果、社会、企業活動の停滞及び社会保障の弱体化など、元気のない姿が浮き上がってくると、今から8年近く前ですけども、こういった発言を、私、しております。

平成22年度に国庫補助が2分の1と、地方財政措置が、村田市長の適切な判断による予算措置のこの2分の1の予算化によって、この追加経済対策としての補正

予算が見込めたということで、平成22年度から妊婦検診の完全無料化、これ、14回が実施されるようになりました。

その前には、1回、3回と、本当に1回5,000円程度ということで、五、六千円かかるということで、負担があったわけですありますけれども、これによって、今、妊娠してから出産まで14回全て、今現在、無料ということで、本当に社会保障の充実がこういったところで着実に進んでいるところでございます。

そこで、このたびの質問については、広島県三次市と神石高原町は、体外受精などの特定不妊治療にかかる費用を全額補助する独自の制度を開始しました。子供を望む夫婦を経済的に支援するとともに、定住促進にもつなげようとする取り組みでございます。

特定不妊治療の一部助成を実施している自治体は、全国でも多いわけでありまして、無料化は全国的に珍しいということで注目を集めているわけでございます。

体外受精や顕微授精による特定不妊治療は、保険適用外のため、広島県によると、1回当たりの治療費、県平均で約45万——高いんですね。県が行っている特定不妊治療の助成は、治療法に応じて、1回15万円か7万5,000円が上限とされております。対象は、夫婦の所得が合計730万円未満となっているところでございます。

三次市は、これまで県の制度に加えて、最高15万円まで上乗せして助成する独自の制度を平成19年度から設けています。今回の制度改正では、上限をなくして、県の助成額を除いた治療費の全額を市が補助をするというものでございます。

助成対象と回数は、県の制度に準ずるわけでありましてけれども、平成26年度の助成申請は50件で、今年度、年間100件の見込みがあるということで、事業費を約2,600万円計上してます。

危機的状況にある人口減少に歯どめをかけるため、切れ目のない子育て支援策が求められてきます。

また、美祢市内には特定不妊治療を受けられる医療機関がなく、市外の通院を余儀なくされる。交通費の負担も重くなり、子供を産み育てやすい環境とは言えません。定住の促進とはほど遠いものもあるわけでございます。

そこで、お尋ねいたしますけれども、県の助成額を、15万円を除いた治療費の

全額を補助する特定不妊治療費助成制度の導入に関しまして、どのようなお考えをお持ちいただけるか、まず、この点についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 岡山議員のただいまの子供を産み育てやすい環境づくりに関しての質問ということで、特定不妊治療費助成制度の導入というお尋ねであったかというふうに思います。

今、議員も質問の中でいろいろ述べられましたけれども、不妊治療には医療保険適用外——保険が適用されないものとある治療と、それから、医療保険が適用される治療がございます。十分御承知でしょうけど。

現在、国や県において医療保険適用外の治療について助成を行っております。市は、この中で医療保険適用になる治療についての不妊治療の助成を行っておるということで、ある意味、国、県とそれから市がすみ分けを行っておるというのが今の現状でございます。

岡山議員、御質問の体外受精や、それから顕微授精による、いわゆる特定不妊治療は、医療保険適用外であるため、治療費が高額となるということです。1回につきおよそ20万円から60万円程度が必要というふうに言われております。

この特定不妊治療費の助成につきましては、助成回数や助成期間は、治療開始の年齢、それからこれまでの助成の有無によって異なっております。これら、国の補助事業において——ですから先ほど、冒頭申し上げたように、これは保険適用外のことですから、国、県の補償となります。ですから、これら国の補助事業において、都道府県及び政令指定都市、それから中核市が実施主体。これは、政令都市それから中核市というのは一般市とは違いますので、県扱いをされておるということです。実施主体となりまして、治療法に応じて治療1回につきまして、上限15万円ないし7万5,000円を助成をいたしまして、出産をお望みになっておられる御夫婦を経済的に支援をしておると、これが国の制度です。

また、このほかの医療保険適用外の不妊治療の助成、これは、市が行っておる助成制度に入っておりますけど、これにつきましては、人工授精や男性不妊治療などがあります。

人工受精につきましては、1年度当たり3万円で5カ年を限度としたしまして、

男性不妊治療につきましては、助成回数や助成期間は治療開始の年齢、それからこれまでの助成の有無により異なりますけれども、治療1回につきまして上限10万円で助成を行っておると、実施しておるということになります。今のは、これ、県になりますけれども。

次に、美祢市が補助事業で行っております医療保険適用の一般不妊治療費助成につきましては、不妊治療費の一部助成といたしまして、1年度当たり3万円で5年を限度として助成を行っております。

これらの不妊治療に係る助成は、いずれも法律上の夫婦でいらっしゃるしまして、かつ前年の所得額の合計が730万円未満の方が対象になっております。

子供を産み育てやすい環境をつくり、美祢市へ定住をしていただくためには、安心をして妊娠をされまして、出産、子育てができる環境ということが大変重要ということ、私も十二分に、重々認識をしております。

従いまして、不妊治療費助成のほかにも、子供さん方を健やかに産み育てることができるように、妊婦の方々や乳幼児の各種健康診査、教室、訪問指導などを行いまして、安心をして子育てができる環境をつくっていかうというふうに、今、政策的・施策的にやっておるということでございます。

今の岡山議員、御質問の特定不妊治療に係る市独自の助成につきましては、これ、議員、よく言われます。議員は、非常に市の財政規律に対して厳しい御見識と御識見と、それから御理解の深いということを認識いたしておりますけれども、議員が御承知のとおり、今後、市が持つておる年度間予算、これにつきましても、今後、大幅に地方交付税が減ってくると。毎年、2億円程度、毎年減ってくるということで、5年後には1年当たり10億円を超える交付税がなくなってしまうということ。ですから、今後のもう市の財政運営っていうの、今までも大変厳しかったんですが、それに輪をかけてといいますか、非常に厳しい財政を強いられる。もうことし始まっておりますけれども、そういう現状にあるということで、これの財政規律を保ちながら市が生き残っていく。特に我々のような3万を切る、人口が、市が、どういふふうに、いかようにして生き残っていくっていうのは、本当に知恵を絞っていく必要があるかというふうに思っております。

こういうふうな大変厳しい状況があるという中で、全体の市の予算配分というのは、もちろん子供さんを産み育てていただくことにも、重点的に政策・施策を実施

しておりますけれども、お年を召した方のこともありますし、また、その他いろいろなことがあります。未来に希望を持っていただくための政策をやっていく必要もありますし、大変多岐、多種細々、非常に複合的・複層的な政策を市はやっておりますので、一つだけに特化をさせるということはなかなか厳しいという現状も、御認識をされておられますけれども、それをあえて今の形で質問されたというふうに認識をいたしておりますけれども、こういうことを踏まえて、もし、そのことが非常に有効であると、コストパフォーマンス、対費用効果が高いということがあれば考えていきたいというふうに考えております。思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。基本的には、私も、市長とそういった財政面においては、非常に同じ思いをしているところもあります。そういった、当然、見方であるわけでございます。

県の助成額を除いた治療費の全額を市が補助するというのは、市の財政状況を考えれば勇気と決断が要るところはあるわけでございます。

村田市長はええ格好をするタイプではないと見ていますけれども、せめて県の助成額を除いた治療費の全額を補助していただきまでとは、言いにくいところがあります。それは、わかっているんです。わかっているんです。

今年度から、愛知県の三次市は特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を助成する。5万円を通算5年間支援するという対策を決定しております。

最終的には、私は、国が特定不妊治療については、保険適用する可能性、今後、あるのではないかと、このように、最初申し上げた妊婦検診14回、これも無料化になりましたけれども、こういう形でしっかりとやっていかないと、人口減少というのはなかなか、私は、総合的にやらないと、なかなか減らして、何ていいますか、ストップすることは難しいと思っております。

ということで、これを待つことなく、私は、何らかの形で特定不妊治療費の助成を導入していただければ、美祢市に住むべき、夢と誇りが持てる定住政策を、私は、進めることができるんじゃないかと思っております。

だからせめて、私は検討として年——県の助成、補助を除いた、行政として年5

万円を5年間程度不妊治療のために援助していく、こういったところの何らかの支援策があるのではないかと。そういったところのものに関して、ちょっと再度、もう一遍言いますけれども、そここのところに関してはどういった御所見をお持ちか、ちょっとその辺、お尋ねしたいと思っております。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの岡山議員の御質問ですけれども、岡山議員が、子供さんを産み育てるということが、いかに人口が減っておる地域社会において大切なことであるかという視点に基づいての御質問というのは、よくわかっております。

私、市長として、今、考えておりますのは、日本全体が人口が減ってきておる。これはもう、いかんともしがたい、あらがうべくもない、もう時代の大きな流れになってます。ですから、社会増減という言葉、よく使いますけれども、日本全国の人口が減っておる中において、いかようにして少なくなっておる人口を、ある意味、言葉はちょっと語弊がありますけれども、人の取り合いになってまいってきております。

ですから、美祢市に移住してもらおうか、それは、よその県に行くか、よその市に行かれるかということです。その辺も含めて、いかに都市に住んでおられる方々を地方に呼び戻せるか、呼び込めるかということをやっていく、これが一つ、ある意味競争社会に入りました。それぞれの地方がですね。

それと自然動態です。そこに住んでおられる方々がお子さんをつくっていただいて、そして、例えば美祢市であれば美祢市で育てていただくということ、それによって人口をある程度維持していこうという二つの考え方があります。

今の不妊治療にかかわるもの、今、国の政策、それから市の施策、県の施策、いろいろありますけれども、複合的にそれを、産んでいただく、不妊をどうにか子供がお生まれになるような状態に持っていこうということで、公費、県費、市費を投入してやっております。

国、県に先んじて市が独自でそれをやるということは、非常にある意味でインパクトがありまして、また、お子さんができずに苦しんでおられる方々にとっても朗報だろうというふうに思いますけれども、議員、これもよくおわかりでしょうけれども、それが、あだ花的に、例えば、平成27年度の補正に組んで「ぽん」とやる、28年度に「ぽん」とやるというだけでは済みません。これ、一度この出発をしま

すと、これは継続性を求められます。ですから、ある意味、未来永劫に向かって市のお金を投資していくということが必要になってまいりますので、先ほどから申しますように、社会動態、自然動態、そして、市のいろんな複合的な政策・施策を鑑みて、このことが真に美祢市の人口を増、定着に結びつく、かけたお金の効果があるということが判断できるようであれば、それはやっていきたいというふうに思います。

今は、今回、こういう席で、岡山議員のほうから御質問を頂戴しましたので、いや、できませんよというつもりは全くございません。そういうふうな視点に基づいて一生懸命、ちょっと考えさせていただきたいというふうに思います。

ちょっといろんなデータ、それから、やられておところが、どの程度の今効果があるかとかということを検証する必要がありますので、ただええことやっとうろがやと。私は市長じゃけど、いろいろなことをやってええことをしちよろうがやと。ということでやってしまいましたら、市は本当に財政破綻を起こしますんで、市の未来に向かって、市民の方に不幸にならないように、市に希望を持てるような形でいろんな予算を組みたいというふうに考えていますので、岡山議員、十二分に御理解なさっておられますでしょうけども、いいきっかけを頂戴いたしました。考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。いずれにしても、合併算定替で平成31年には10から12億、地方交付税がもう入らなくなるということは、もう見え見えです。そのまま維持できるのであれば、こういったところもしっかりと助成措置ができるのではないかと、本当にますます厳しい状況に陥るなど、そういう思いもあります。

そういうことで、今後も一つの検討課題として、きちっと。他市では、だんだんそういったことをやっていこうちゅう傾向にはあると思っておりますので、そういったことを多少なりとも早くしていくことも大事じゃないかということで質問させていただきました。

それで、次の質問を伺うんですけど、これも今、財政状況は厳しい中、またお願いすることで、心苦しいんでありますけども、次の質問は、本市が取り組むべき子

育て家庭に対する経済的支援についてです。

出口の見えない少子高齢化問題については、しばしば議論されているわけでございます。現在、国民皆保険制度は65歳以上1人を現役世代が、2.4人が支えている状況でもあり、また、2025年の、35年後には、65歳以上1人を現役世代1.2人が支えることになる、まさに1人が1人を支えるという、こういった状況です。

こういった中であって、少子化に伴う人口問題を解決していくために、フランスのとった施策などを参考に、我が国の中長期的な観点から、グランドデザイン国家戦略とのいろいろお話が出ているわけであります。

そこでお尋ねしたいことは、子供を産み育てやすい環境についてということで、高齢者対象対策も非常に必要ですけれども、出産・子育て対策へのシフトを一段と推進していただきたいと思っております。

この6月6日の新聞で、厚生労働省は、2014年の人口動態統計を発表し、1人の女性が生涯に産む子供の数の推計値を示す、合計特殊出生率は1.24と、前年度から0.01ポイント低下し、生まれた赤ちゃんの数は過去最少の約100万3,500人で、人口減少の流れが加速したとも報じております。より均衡のとれた社会保障制度にするには、国レベルの仕事であります、出産・子育て家庭に対する支援策に当たっては、地方自治体での仕事でもあります。

第2子を産むに当たって、ためらいをされている夫婦が多くおられるとも聞いております。お願いしたいことは、第2子、第3子以降にメリハリのきいた優遇支援策を設けていただきたいと思っております。

そこで、第2子を出産した場合には、第2子の出産祝い金2万円、第3子5万円、4子出産祝い金10万円を支給する子育て家庭に対する経済的支援策について、導入するお考えがあるかどうか、この辺についてもお尋ねいたします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） ただいまの岡山議員の御質問ですけれども、本市が取り組むべき子育て家庭に対する支援策ということの一つになろうかというふうに思います。

今、これ、議員触れられましたけれども、昨年5月に日本創成会議、非常に衝撃的なレポートを発表されまして、全国の自治体に激震を走らせましたね。本当に、25年後には、日本の自治体の半分がもう消滅する可能性があるということが出ま

した。本当に、これほど大きなインパクトを与えたレポートっていうのは、過去でもなかったんじゃないかと思うぐらいのものだったというふうに理解をしております。

私自身も、美祢市という本当に地方の、中山間の人口規模の小さな、それも高齢化が進んでおる市の市長をさせていただいてますんで、私が市長になった当初から、人口をどうしていくかということが本当に大きな悩みの種で、どうすれば人口をふやせるか、若い方に住んでいただけるようになるかということ。一方では、お年を召した方を安心をして住んでいただけるようにするかということ、心を砕いてまいったつもりです。

でも、そうでもありながら、やはり、これも先ほどの御質問のときに申しましたけど、日本全体の人口減に向かっている大きな流れ、今、この増田レポートは地方の都市のことをおっしゃいましたけれども、この中には、東京23区の豊島区池袋があるんですけれども、これも消滅可能性として中、入っておるんです。

さっき出生率のことを申されましたけれども、東京そのものが合計特殊出生率、お1人の男性とお1人の女性が一緒になられて、お2人以上生まれないと人口保てませんけれども、東京はそれが1.13ですから、お2人が一緒になられて1人しか子供ができない。それも、結婚されたの話であって、結婚されない若い方が非常にふえておるということで、今後、東京そのものが非常にスピードで少子高齢化が進んでくると。これはもう、地方よりも速いスピードでこれから進みます。これはもう、歴然たる事実だろうとしておりますね。

ですから、それも踏まえた上で、我々地方は先行して少子高齢化が進んでおるという中で、どういうふうな手を打っていくかということ。これも、先ほど地位間競争が始まってますよと、もう待ったなしですよということを申し上げましたけれども、このこともその中に含まれるというふうに考えております。ですから、座して待っておっては、この美祢市は生き残れないっていうのは、私の強い認識です。

このことは、子供を産み育てやすい環境を整えるということが、若年女性の定住につながっていく、ひいては本市の持続的な発展につながっていくものということにつながるというふうにももちろん考えております。

従いまして、私は、本年の4月から、第1次美祢市総合計画後期基本計画をスタートさせるに当たりまして、新たに定住促進を重点プロジェクトとしてお出しした

ということは、予算を皆様方に審議していただく中でも御説明申し上げたから、十二分に御承知おきでしょうけれども、先ほど来お話ししたことを踏まえた上で、美祢市再生元年と、国は日本創生という言葉が使われておりますけれども、私は、この創生という言葉は当てはまらないというふうに思っています。

美祢市なんかでも、地方もかつて、ずっと数千年の歴史をもって、人々が営々営んできた歴史があります。その中で、努力をしたけれども、いかんともしがたい大きな時代の流れの中で、疲弊を重ねておるという中で、いかに創生じゃなくて再生をするかということが、私は大切だろうと思っておりますので、この美祢市、平成27年度、美祢市再生です。創生じゃないです、再生元年と位置づけまして、定住促進重点プロジェクトということを出したということです。

少子化対策、それから高齢化対策を初めといたしまして、定住につながりますあらゆる施策を横断的に捉えまして、総合的に今展開をしようとしております。

特に少子化対策につきましては、「みんなで子育て！支え合い！夢と希望が育つまち美祢」という理念を掲げまして、本年度、平成27年度から以降、5カ年間で計画期間とします美祢市子ども・子育て支援事業計画を策定をいたしました。これをもって子育て環境を取り巻くさまざまなサービスの適切な確保を行う施策を、展開をしているところであります。

議員より御提案をいただきました出産祝い金につきましては、美祢市で出産、子育てをしたいと思っていただくきっかけになりますよね。ですから、お産みをいただいたときに、出産祝い金をお出しをするということ、先ほどの例と違いますよね。出産をしていただいたときに、祝い金というのは、その瞬間のことになりますから、制度的にはつなげて、出発したらつなげていくことになりますけれども、今、多子を御家庭で、お持ちになっている御家庭というのは非常に少ないわけですよね。ですから、そのことを考えた上で、さっき合計特殊出生率ということを申し上げましたけれども、例えば、3人以上お子さん、3人目のお子さんをお産みいただいたとかね、いろいろなケース考えられるでしょう。めったにないですけど、4人目のお子さんとかいうこともありますよね。そういうことに対して、市として出産祝い金を差し上げると、お出しして差し上げるということが、ああ、子供を美祢市で産むということについて、非常にそういうふうな熱い思いを持ってるんだなというイメージを持っていただきまして、そのことが広く伝われば、美祢市に来て子供を産ん

でみよう。または、今、お2人ないし1人お子さんを持っておられる方々が、まだ子供をつくりたいという方が、美祢市で子供を、移住して出産をして育ててみたいと、いろんなことにつながる可能性もありますので、これに係る経費等を早急に調査をいたさせたいと思います。そして、ちょっと検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。最初の質問、そして今回の質問、これ、恒久財源が必要ですから、なかなか今回、これを導入していただくことは、もう最初から私は難しい事案であると、もうわかっています。わかっていますけれども、私は、精神的な面で、これによって人口がふえる、減るとかそういったことじゃなくて、美祢市はそこまで子育てに対する対応策としての助成をきちっとしてるぞと。よそにも負けんぐらい、子育てに関して支援策を行っている。私は、財政的な面よりも、精神的な面での子育て環境というものを、しっかりと美祢市は作り込んでいるという、そこを私は狙ってるんです。だから、そのところをしっかりと今後、検討していただきたいとは思っております。

それで、毎年敬老の日には、高齢者、80歳にお祝い金1万円、88歳は2万円、90歳3万、100歳以上5万円支給されてますよね。非常にこれは、私は喜ばしいことであると思っております。

しかし、高齢者の平均寿命が、男女とも80歳を平均年齢超えている現状があり、高齢者のお祝い金に関しては、社会的背景と長寿寿命からして、88歳からされてもいいんじゃないかと。そして、今80歳、88歳からやって、そして、その財源というものを出産祝い金のほうに充てていくこともひとつの検討課題として、私は必要じゃないかと、このように思っております。

村田市長は、お年寄り思いですから、いや、両方ともするんだとか、いや、お年寄りだけとか、いろいろお考えはあると思いますけれども、難しい判断だと思いますけれども、市長、簡潔にいかがでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、岡山議員のほうから、出産祝い金に対する財源措置の具体的な例だろうと思います。お年を召した方に、節目節目にお祝い金を差し上げて

おりますけれども、それをある程度カットしていったら、出産に当たるほうにシフトさせたらどうかということだろうと思います。

決して岡山議員が、お年を召した方をないがしろにしておられないことはよく存じております。ただ、限られた財源の中で、その財源をいかに上手に使うかという視点での御質問だろうというふうに思います。

私は、市長といたしまして、もちろん先ほどから申し上げておるとおり、子供さんを産み、育てていただくことは、非常に大切なことだろうというふうに思っております。

しかしながら、一方でいけば、少子高齢化という言葉が示すとおり、日本は本当にお年を召した方が非常に大きくなっておる。美祿市でいえば、ことしの5月末現在の数値が、高齢化率がとうとう37.5%になりました。37.5ということは、非常に大きな高い数値です。実はもう3分の1を超える、全人口の3分の1を超える方々が、もう御高齢の方々であるという美祿市の現実があります。これは、まだふえます、40%超えてまいります。

その中で、お年を召していかに安心に、そして、楽しく残された人生を有意義に過ごしていただくということも、市長として、これは決して避けては通れない。もうやらなくちゃいけないということだろうというふうに思っています。

年寄りが好きだからとおっしゃったけど、私、実際そうです。私も長いこと、祖母も100歳、自宅でいまかりましたし、今もう父は亡くなりましたけど、母とも一緒に暮らしてます。年を重ねるといことがいかに不自由さが増すか、そして、生きづらくなるかということもよくわかっております。

ですから、そのことを、御家庭で支え切れないところは、やはり御近所、または広く言えば、市全体で支えるということが必要だろうということもわかってますんで。

それと、先ほど申し上げた東京そのものが高齢化が進んでおるといこと。そうすると、高齢化が進むと、介護それから医療関係の施設が不足してまいります。東京には、それが完全に今不足してます。今後、流れを打つように高齢化が進むと、それを支え切れないということがあるということで、増田さんの第何弾になるかわかりませんが、先日、新聞に出ておりましたね。私は、もう昨年からそれ言っておったんですが、東京の御高齢になって支え切れなくなった方々、お年を召した

方々を地方で、若い方を今まではお出しをしておった、東京に、東京圏に。それを今度は、我々お年を召した方々が、地方でそれを吸収するほどの力をつける必要があるよということを、ずっと申し上げてきたつもりです。現実的に、日本創成会議はそのことを先日発表されました。ああ、我が意を得たりという思いになりました。私が考えていたことと同じことだなということが出てまいりました。

ですから、今後、お産みをいただく環境をつくっていくことと、それから、お年を召した方々が暮らしやすい環境、同時にやっていくことが、結果的には美祢市の人口をある程度支えていくことになるというふうに思っています。

若い方ばかりをここにふやすということは、到底不可能だろうというふうに思っていますんで、老若男女、それぞれが相和して、ともに生きる環境をつくっていくというのが、私の今の理念ですから、ともに生きることです。

ですから、そういうふうな観点でいえば、お年を召した方のほうに対する、今やってる現行のことをカットして、出産に充てるという、向こうに持っていくというのは、またこれもちょっと検討する必要があると思います。

ですから、そういうことを総合的に考えて、今後、手を打ってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） ありがとうございます。いずれにしても、市長、総合的に判断されて、しっかりと対応していただければうれしいかなと、このように思っているところでございます。

時間がありませんので、次の質問に移ってまいりたいと思います。美祢市衛生センター施設運営の改革に関してでございます。

美祢市大嶺町四郎ヶ原地域にある美祢市衛生センターは、築30年を経過しており、老朽化も進み、施設の更新も視野に入れなければならない状況でもあります。

本市衛生センターは、市民の生活、日々、生活に深くかかわる重要な施設であり、人間の体でいえば静脈の働きをするものと言えます。

同施設は、市民の皆さんが直接かかわりのある施設でないため、なじみが薄く、どのような役割を持つ施設なのか、まず、そこから簡潔に説明していただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、岡山議員の美祢市衛生センター施設運営の改革に関する御質問にお答えをいたします。

美祢市衛生センターの指定管理者制度の導入についてであります。

現在の美祢市衛生センターは、昭和63年2月より稼働しており、現在、市内から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を、職員4名体制で行っております。

ここ数年の汚水受入量は、ほぼ横ばい状況となっており、平成21年度から平成25年度までを見ますと、おおむね年間1万6,300トンから1万6,500トンの間で推移しております。

また、し尿と浄化槽汚泥の割合は、おおむね1対2となっておりますが、し尿の受け入れ量は微減し、一方、浄化槽汚泥の受け入れ量は微増しているため、汚水の総量としてはほぼ一定となっております。

処理区域別人口ベースでの集計では、美祢市の生活由来の汚水処理について、約5割を衛生センターが担っており、従って、公共下水道の汚水処理施設である浄化センター等と同様に、市民の快適で衛生的な生活環境の維持には不可欠で、重要な施設であると考えております。

さて、衛生センターについて、指定管理者制度を導入してはどうかのお尋ねでございますけれども、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対し、効果的・効率的に対応するために、民間事業者の有するノウハウを活用することを可能とする制度で、指定管理者制度を導入できる施設については、公の施設に限られます。

全国的には、衛生センターのようなし尿処理施設については、公の施設に該当しないと判断されている自治体が多く、衛生センターについても、市民の直接の利用がないことから、公の施設に該当するか、慎重に調査、判断を行う必要があると考えております。

現在、衛生センターの業務については、多くの業務を市が直接行っておりますが、業務委託等の導入も含め、費用対効果を検証しながら、運営方法の最適化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今、美祢市の衛生センター、この施設運営について処理量

等、1万6,300から1万6,500トン、し尿等の微減して、そして、そういった処理をちゃんと対応してる。こういった施設というものが、どういう働きをしてるかということで、ちょっと御説明を聞かせていただいたところでございます。

今後、こういったところの施設に関しましては、非常に大事なところ、指定管理の件も当然あるわけでありまして、特にこういった施設において、施設の安定運転維持のために、市の直営の方法がいいかどうか。もし何らかの形があって、これ、指定管理にしていった場合に、その指定管理業者がもう手を引くとか急になった場合に、なかなか難しいところもあるし、また、何と申しますか、直営であれば、もう職員がおって、ちゃんとその辺の施設運営管理ができていくということで、こういったところは、今、何て申しますか、今の直営でやるほうがいいんじゃないか、こういった説明も受けたところでございます。

それで、特に私は、施設管理の云々もあります。こういったところもありますけれども、今後、この衛生センター施設で、私、発生する汚泥ケーキの肥料化等の改善策についてお願い、伺いたいところです。し尿等、いわゆる汚水を処理する施設では、いわゆる汚泥ケーキ、一般的には脱水ケーキと言いますが、これが排出されます。本市の衛生センターで排出処理される脱水ケーキの利活用が可能な資源と考えています。同施設から、年間どれぐらいの脱水ケーキが排出され、どのように処理され、その処理費用は幾らなのか。また、農業用の肥料として再利用が求められていますけれども、単独市でこの施設運営では経費がかかり過ぎて難しい、こういった側面があります。広域自治体での肥料化などの対応策が求められています。

けれども、本市の衛生センターで、施設で発生する脱水ケーキの肥料化について、どのような御所見であるか、まず、この点についてお尋ねしたいと思います、簡潔に。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 衛生センターで発生する脱水ケーキの肥料化等についてでございます。

まず、脱水ケーキについて御説明申し上げますと、先ほど、衛生センターには年間1万6,000トン余りの汚水が搬入されると申し上げたところでございますが、汚水は、その主成分である窒素やリンを除去する行程を繰り返すことによってきれ

いな水になり、その水は、最終的に厚狭川に放流しております。

しかし、一方では、汚水に含まれる浮遊物や微生物の死骸等に由来する固形物質が、最終的には水から分離され、いわゆる脱水ケーキ——スポンジケーキのような固形なものでございます——として残ります。

衛生センターでは、平成26年度、脱水ケーキを632トン排出しており、その全てを宇部興産株式会社伊佐セメント工場に処分費を支払い、セメント原料として引き取っていただいているところでございます。

脱水ケーキについては、中国地方だけでなく、北陸、東海、四国の自治体や一部事務組合も、宇部興産株式会社伊佐セメント工場に処分を委託されておられます。

一方、県内12市のうち3市が、脱水ケーキを処理、加工し肥料にする周南地域の企業へ処分を委託されています。

仮に、美祢市が同じ企業に同様の処理を依頼するとすれば、搬送距離が長くなり、運送コストも含め、処理費用も高くなると考えております。

従いまして、宇部興産株式会社伊佐セメント工場にセメント原料として引き取っていただいていることは、一定の経済的合理性があるものと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） 今後、脱水ケーキについては、いずれにしても一番、宇部興産のほうに脱水ケーキを搬入し、そして、処理してもらうことが一番総合的に考えていいのではないかと、こういったお話があつて、基本的には私もそうではないかと思えます。肥料化するのであれば、本当、広域でそれだけの施設をつくるったら、もう多くの金がかかりますし、その辺を費用対効果等も考えながらやった結果が、今の形であるのかなというのは思っております。なかなか肥料化は難しい。

だから、私は、もうちょっと今から最後の質問をするんですけども、そこそこなんですけれども、脱水ケーキや浄化槽汚泥ケーキを伊佐セメント工場に持ち運んで処理してもらうことでセメント原料として再生されると。そして、その費用は1トン1万1,000円、年630トン処理、年740万円の処理費用、それでももう本当安くやってもらって、740万円の処理費用はかかっているけれども、本当、よそに比べたら非常に安く処理してもらってるということです。

そこで、私は、脱水ケーキを同じセメント原料にするならば、私は、カルストク

リーンセンター施設に脱水ケーキを搬入し、そして、脱水ケーキをRDFの生ごみ、この受入槽内に吸引ポンプで脱水ケーキを少量ずつ投入していくと、そして、最終的に乾燥もし、今、RDFは、皆さん現場を見られてわかってると思いますけれども、私も見ましたけれども、乾燥した生ごみ等、約1メートル角、約300キロぐらいちよいありますか。それを今、ビニール、ばーっとくくって、もうそれをセメントの発電の原料として燃やしております。

そういったところを、今後、私は脱水ケーキを少しずつRDFの生ごみの受入槽内に吸引ポンプ、どんどん入れていって、そして、それも同じセメントになるんですから、燃えるんですから、そして、RDFの施設内の投入への設備改良費、若干お金はかかろうと思いますけれども、こういったことを検討する必要があります。

それしていけば、私は、わざわざこの740万のお金かからない、今後、設備費用は確かにコストパフォーマンスでかかるわけでありましてけれども、こういう形でさらに、同じセメントするならば、RDFにしてセメントにしていく。そのための改良費、多少かかるけれども、もうそこまで研究していく価値があると思いますけれども、どのような御所見でありますか。この辺について、最後の質問とさせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） ただいまの岡山議員の御質問でございます。

先ほど申し上げましたとおり、汚水については水と脱水ケーキということで分離になるわけですが、脱水ケーキにつきましては、当初の80%の水分がまだある状態でございますので、現在のカルストクリーンセンターで処分、設備投資を幾らか、まだわかりませんが、そこで処理できるものなのかどうか、まず調査をしていきたいと。しないとちょっと判断できないということでございますので、岡山議員の御提案を踏まえまして、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

○18番（岡山 隆君） いずれにしても、脱水ケーキをカルストクリーンセンターで、少量ずつ、確かに水分は80%ありますけれども、結構もうかたい、かたいちゅうことないけれども、割合やわらかい、ケーキみたいな形で、これを私は、一遍

にどっと導入したら問題ありますよ。だけど、普通の生ごみとかいろんなもんも、水分結構ありますから、それと一緒に、いずれにしても攪拌機でまぜます。歯があって、その10本の歯があって砕く。汚泥ですから、別に砕かんでいいんですけども、それらがごみと一緒にあって、少量ずつ、少しずつ投入するわけでありますから、普通のごみと何ら変わらないような形で、私は処理していくことができると思っております。

今後、研究課題としてやっていけば、私は、設備費用を除いて、あとは、何といえますか、RDF化にして、きちっと生ごみとして発電の燃料になるし、そして、それがセメントにもなっていくということで、非常にいいことじゃないかと、このように思っております。

今後ともしっかりと研究していくということで、どうかこの検討がきちっと実現になっていくよう希望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） この際、11時05分まで休憩をいたします。

午前10時53分休憩

午前11時05分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。坪井康男議員。

〔坪井康男君 発言席に着く〕

○3番（坪井康男君） 友善会所属の坪井康男です。一般質問順序表に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問のテーマは2つでございます。

最初の質問は、平成27年度健康診査申し込み待機期間についてでございます。ちょっと難しい表現してありますが、要するにどれだけ待てば健診が受けられますかという、そういう意味でございます。

今年3月発表の美祢市総合計画の後期基本計画基本目標の一番最初に、安全・安心の確保というテーマが掲げられ、その基本方針の一番目に「ひとにやさしい、医療・福祉が充実したまちづくり」がうたわれております。基本方針のトップに掲げられた施策が、保健・医療サービスの充実となっており、この施策の現状と課題の

欄に、次のように記載されています。基本方針のトップに掲げられた施策が、保健・医療サービスの充実となっており、この施策の現状と課題欄に次のように記載されています。「高齢化の進展に伴い、疾病構造は、脳卒中、急性心筋梗塞、がん、糖尿病などの生活習慣病が中心となっており、治療の長期化や介護を必要とする人が年々増加する傾向にあります。保健・医療サービスの充実は、市民意識調査において、満足度が8.9%で低く」、——満足してないっていう意味です。大変低いんです。しかし、重要度は、これ、意識調査ですよ、市民の。「重要度は66%で最も高くなっており、美祢市の重要課題の一つに挙げられます」、中略、「市民の疾病予防や健康への関心は高いものがありますが、制度の変更などにより、がん検診や予防接種の実施率は横ばい状態が続いています。保健・医療サービスの充実の取り組みの方向として、市民が心身ともに健康に生活できるよう、健康増進計画に基づき、疾病の予防と早期発見に努め、生活習慣改善支援を充実していきます」とこのように、これは、計画の中でうたわれてるんですよ。私が言ってるんじゃないんです。

この健康・保健・医療サービスの一環として、がん検診及び健康診査が毎年実施されているところでございます。

市の広報紙であります「げんきみね。」5月号に、「平成27年度がん検診及び特定健康診査のお知らせ」という見出しで、がん検診及び特定健康診査の実施案内が出ております。個別健診と集団検診がありますので、受診しましょう。なお、受診時に個人負担金が必要ですよ。また、がん検診は、事前に健康増進課へ申し込みをしてくださいという案内でございます。

さらに、私のような、もう既に後期高齢者ですけれども——には、後期高齢者医療制度に御加入の皆様へ、健康診査を受診しましょうという案内の文書が参りました。また、40歳から74歳の美祢市国民健康保険加入の方へということで、特定健康診査の御案内という資料が配布され、配布といいますか、それぞれの個別に、自宅に郵送をされております。

そこで、具体的な質問に入ります前に、実は先般、がん検診及び特定健康診査のことに関連いたしまして、市民の方から私にクレームの電話が届きました。電話の内容は、こういう内容でございました。ことしは、美祢市立病院でがん検診を受けようと思い、案内書にありましたように、まず、市の健康増進課に申し込みをし、

受診票を送っていただきました。同封の案内文書に、受診希望者は希望の医療機関に予約の上、受診してください、こうありまして、私の、私のってのは、電話いただいた方の希望の美祢市立病院の受け付け開始日が4月20日、そして、受け付け時間が平日の8時半から17時、こういうことになっておりました。この電話の方ですよ、今回は、何としてでも早目に受診したいと思い、申し込み初日である4月20日、これ、月曜日です——の8時半前に美祢市立病院の受付に行き、8時30分の定刻にがん検診の申し込みをいたしましたところ、もう9月いっぱいまで予約済みですと、こう言われたということです。これは、真偽のほどは、私、わかりませんが、電話の方のお話です。

そう言われましたんで、啞然というよりかびっくりしまして、結局、予約した人は、一番受診希望者が少ないと思われる12月25日、クリスマスの日に決めましたと。がん検診の予約をとりに直接美祢市立病院に行ったのに、9月いっぱいまで予約済みというのはどうも納得がいかないので、自分と同じような思いをされた方がほかにもいらっしゃると思うので、一度議会で質問してほしいと、こういう内容でございました。

そこで、この電話の主の要請によりまして、質問をいたす次第でございます。

まず、通告書1の平成27年度健康診査の種類及び利用者負担額について、御説明をお願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、坪井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の平成27年度健康診査の種類及び利用者負担額でございます。

美祢市が行っている健康診査には、病気予防を目的とした特定健康診査及び健康診査並びにがん検診がございます。

特定健康診査は、平成20年4月から施行された高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、国民健康保険や被用者保険といった医療保険者が行うもので、国民健康保険では40歳以上の方を対象として、5月1日から来年の1月31日までの間、1,000円の自己負担で受けることができ、また、75歳以上の方は、5月1日から来年の3月31日までの間、後期高齢者医療制度の実施する健康審査を500円で受診することができます。

これらの健診では、血液検査、血圧測定や医師による診察などの基本的なチェッ

クを行うこととなります。

また、がん検診では、健康増進法に基づき、国の指針に従って実施しているものとして、胃がん胃部エックス線検診、大腸がん検診、結核肺がん検診、肝炎ウイルス検診、乳がん検診、それから子宮がん検診などがございます。

これらに加えて、市が独自で行っているものとして、胃がん内視鏡検診、腹部超音波検診、前立腺がん検診があり、これにより、胃がん検診につきましては、胃部エックス線検診と内視鏡検診のどちらかを選択できるようになっております。

なお、腹部超音波検診については、県内でも美祢市のみが行っている検診でございます。

これらのがん検診は、いずれも対象年齢が40歳以上の方であります。子宮がん検診につきましては、20歳以上の女性の方が対象となり、加入している医療保険や検診の種類により、個人負担金の額が異なりますが、200円から2,500円の個人負担金が必要となります。

がん検診には、特定健康診査及び健康診査と併せて、各公民館等で行う集団検診と医療機関で行う個別検診があり、個別検診の受診を希望される場合は、検診の予約等について、直接医療機関へお問い合わせいただくこととなります。

なお、健康診査を受けられるときは、特定健康診査または健康診査とがん検診を同時に受診されることをお勧めしており、個々の検診よりも総合的な判断により、病気を見つけることが可能であると考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） どうもありがとうございました。普通、私、何気なく健康診断って、意識はありますけども、そういった詳しいことを知りませんでしたので、大変よくわかりました。

次の2番目の質問ですが、これが最初の動機の質問になりますけれども、今、いろいろ申された健康診査の種類別と申しますか、あるいは医療機関別と申しますか、申し込んでどのくらい待ちの期間がございましょうかということでございます。

それで、この後ももう一つ。じゃあ、待ち時間が非常に長いというようなことを、事前に何か知っていただいて、実際に受付の窓口に行って、ええっ、そんなに9月までだめなのということじゃないように、事前に何か周知、告知する方法はないの

かなというのを併せて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、次に2点目の健康診査の種類別、医療機関別申し込み待機期間の状況でございます。

特定健康診査及び健康診査については、ほとんどの医療機関では受診できる定員を定めておらず、まれに検診の申し込みが集中する日以外は、数日待ついただくことはほぼないと聞いております。

ただし、がん検診など一部の検診については、各医療機関の受入体制も異なっており、特に胃の内視鏡検査については、予約人数に制限がございます。

これらの健康診査の実施内容や実施医療機関につきましては、先ほど坪井議員もおっしゃられましたけれども、2月の「広報げんきみね。」とともに配布しておりますがん検診のお知らせ、あるいは4月に特定健康診査及び健康診査の対象者やがん検診の申し込みのあった方々に送付しております検診の御案内に掲載しておりますので、受診を希望される医療機関へ予約状況を確認していただくことが確実にできると考えております。

以上、2点目の回答でございます。

続きまして、3点目、医療機関別申し込み待機期間の市民への告知方法の改善工夫でございます。

検診業務は医療機関に委託しており、各医療機関の申し込み状況は日々変わるため、リアルタイムに検診の申し込み待機期間についての告知をすることは難しい状況でございます。

先ほども御説明いたしましたとおり、まずは配布しておりますお知らせをごらんいただき、受診される御本人が直接各医療機関へお問い合わせいただく方法が一番よいと考えております。

また、受診券や受診票と一緒に送付しております案内文にも、医療機関にお問い合わせいただくよう記載しているところですが、予約状況等は各医療機関で異なるため、電話等での確認を勧めるなど、さらに今後わかりやすく表記するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私に電話をくださった方は、恐らく、恐らくというのはちょっと無責任なんですけども、確認をしておりますので、あれなんです、美祢市立病院でがんの内視鏡検査を希望されたんだろうと思います。その後、私は、市立病院に行きました。そして、内視鏡っていうのは1日何人ぐらいできますかって聞きましたら、1人だというふうにお答えをいただきました。それで、それはいろんな御都合があつて、お医者さんの配置だとか、あるいは機械器具の配置とかいろいろあると思いますが、そうかなと思いました。

ですから、胃の内視鏡検査の場合は、市立病院の場合は、受け付け開始の日に行っても、実は、電話で申し込みを受け付けてるっておっしゃるんです。それで、最初に窓口に来た人は後回しで、電話で全部さつと受け付けしますと。従つて、実際に受付に来られても、一番最後になつちゃうよと、このような説明でございました。

それはそうかもしれませんが、ならば、この案内書に、基本的には電話で受け付けますから、そのようにしてくださいと、例えばそういうふうなことを言ってくださいと。書いてないんです、健康増進課へ行きましたら、資料には。電話受け付けですよと、そういうものは、書いてないから、例えばそういうことも書いてくださいねっていう意味です。

それから、私、藤村先生のところにかかつておりますんで、先生に聞きましたら、いや、うちは1日4人ぐらいできますよと、こうおっしゃってました。だから、私に質問された方は、後でこのテレビ、MYTごらんになると思いますが、医療機関によっていろいろ違うんだということを認識していただきたいなと思いますし、特に藤村先生おっしゃってたのは、実は、内視鏡で検査すりゃいいっていうものじゃないよと。それから超音波の検査も、あれ診れば、その診た先生はわかるけれど、全部何かダブルチェックだそうですね。これ、私、よくわかりません。だから、内視鏡の検査のデータも、あるいは超音波のデータも、どこかほかの病院に行つてダブルチェックしてもらわないと、自分1人ではあるいは間違ふかもしれんと、こういうことなんで、これは、今回電話をいただきましたんで、そういうことも聞いてやつとわかりました。だから、先生、受けられる受診機関のほうも大変な御苦勞もあるんだということをよく理解できました。

いずれにしても、もうこれ以上質問ありませんので、やっぱり受診機関と検査を受けたい方の間を上手に、円滑に進むように、何かできるだけ工夫をしてあげ

てくださいませ。

これで、1点目の質問は終わります。ありがとうございました。

それから、2点目に移ります。2番目の質問は、美祢市の第三セクターの代表取締役人事と企業の法令遵守。最近は、法令順守のことをもうコンプライアンスと申し上げておりますので、企業のコンプライアンスということについて、お伺いをしたいと思います。

本年3月2日に、美祢市第三セクター改革推進委員会がありまして、ここから弁護士さんの中野委員長より提出されました美祢市第三セクターに関する指針に係る原案（基礎資料）の19ページに、第三セクターが取り組む課題が示されております。

その中に、コンプライアンスの徹底とする項目があり、次のように記載されておりました。これ、報告書の内容です。「法律や条例はもとより、当該法人で定めた規定等についても、情報共有を行い、業務に従事する者全てにコンプライアンスを徹底する。また、法律の改廃等にも注視し、規定等についても常に見直しを図るよう努める」、このように記載されています。

私は、これまで美祢市の二つの第三セクター、すなわち美祢観光開発株式会社及び美祢農林開発株式会社の経営の実態と、今後といいますか、将来のあり方等について、市長と随分議論してまいりました。しかし、中身は、主として経営的あるいは会計的側面に限られておりました。

今回は、がらっと視点を変えまして、二つの三セクの法的側面、つまり、主として会社法に軸足を置いた法律的な観点から質問をいたしたいと、このように思います。

執行部より、質問に適切にお答えをいただけたら、市民の皆様には三セクの法的な側面にスポットを当てた形で、その実態をよりよく御理解いただけるものと、このように考えております。

そこで、ここに実は美祢観光、美祢農林の履歴事項全部証明書というのがございます。昔、やっぱり登記簿と言ってましたよね。最近、コンピューター処理しますんで、簿、帳簿はありませんので、このように呼びます。昔でいう登記簿という意味でございます。

これ、最新のものとございます。6月4日と6月8日の日にとったものですから、

最新のもの、レイテストのものです。これからの質問は、これに記載されている内容について行うことといたします。

なお、株式会社の登記は、商業登記法と会社法の規定に基づいて行われていますが、商業登記法第1条、これ、目的が書いてあります。その目的には、このように書いてあるんです。これが、登記の特徴を非常によくあらわしていますので、読み上げます。「この法律は、商法その他の法律の規定により、登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、信用の維持を図り、かつ取引の安全と円滑に資することを目的とする」とあります。つまり、何で登記するっていうことに対しては、それは、信用の維持を図り、会社の信用ですよ、会社の信用の維持を図り、かつ会社の取引の安全と円滑に資するっていうのは、会社の取引先に誤った情報を提供しない、正確な情報を提供する、そういう趣旨でこの商業登記っていうのはなされると。

もう一つ、不動産登記っていうのがあります。これは、あくまでも登記すれば第三者に対抗できるんであって、しなきゃ第三者に対抗できないんで、しなくてもいいよと。ところが、商業登記はそうじゃないんです。義務的です。ここ、しっかり最初に認識をしていただきたいと、このように思います。

商業登記は、今の二つの目的のために、厳格な要件に従って登記する義務があるということが定められています。執行部の皆さん、こんな話、初めてお聞きになったと思うんで、何やと。または、次元の低い質問するなど、多分思っておられる方、何人かいらっしゃると思いますけども、そうじゃないんです。これ、ものすごく大事なことなんですから、ぜひ、もし御存じない方は、この際、認識をしていただきたいなと思います。

具体的な質問に入りますけれども、最初はこの二つの三セクの登記簿に記載されている現在効力のある事項、この中にはもう廃止されて、横線で消してあるのもあります。

まず、美祢観光開発株式会社です。ここにありますが、本店所在地です。ここには、平成8年4月1日に会社は設立されていますが、設立時には、美祢市大嶺町東分315番地の11というところにありました。この場所は、以前はたしか上下水道課がいたと思います。今は、商工労働課ですか。白井課長、どうですか。商工労働課のあるところですね、化石会館。そこに、本店がありました、かつて。

今は、美祢市於福町上4383番地1というところに移転しています。これは多分、私、正確に、ゼンリンの地図を見ても、番地が書いてないんでわかりませんが、道の駅おふくの番地でしょうか。白井課長、いかがでしょうか、次長さんですか。

○議長（秋山哲朗君） 何の質問をしてるの、一般質問、何を答える。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問ですよ。

○3番（坪井康男君） そうですよ、一般質問だから何でもいいんじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） いや、初め、一問一答というふうに言われたですよ。

○3番（坪井康男君） その前に、状況を説明しないとわかりにならないから、これ、市民の皆さんにわかっていただくために質問してますんで、了解してください。

○議長（秋山哲朗君） だから、一般質問の一問一答をやられるということを初めに……。

○3番（坪井康男君） やります、今からやります。

○議長（秋山哲朗君） やってください。

○3番（坪井康男君） ちょっと待ってください。皆さん、質問される前にいろいろ前置きされるじゃないんですか、どうでしょうか、いけませんか。その前置きを今やってるんです。

○議長（秋山哲朗君） いや、2人でやられるんだったら、勝手に2人でやってください。あくまでも通告に従って……。

○3番（坪井康男君） そんならいいです、今の質問は、もう白井課長の質問はやめます。

じゃあ、次行きます。

○議長（秋山哲朗君） はい。

○3番（坪井康男君） 今、美祢観光開発株式会社の本店所在地のことを言いました。一方美祢農林開発の本店所在地は、最初から美祢市大嶺町東分348番地の4にあります。今でもそうです。ここは、スーパー丸和、皆さん御存じでしょうけども、丸和の道路を挟んでの向かい側に勤労福祉会館というのがあります。そのすぐ横に、美祢市矯正施設活性化推進室の看板が掲げられている小さな建物の番地と一致しております。

確認事項の2番目ですけども、専門用語では会社の機関というふうに申し上げま

すが、役員の配置のことをございます。それも、この証明書に書いてあります。美祢観光については取締役が2名、監査役2名の4名の役員。取締役は、前美祢市副市長の林繁美さんと、JA美祢の松村……、これは「ヒロミ」さんというんでしょうか——なってます。監査役は、美祢市の代表監査委員である三好さんと、JAの監事である森重悟さんの2名で、代表取締役には、現在の登記簿には林繁美さん、そのままだが就任ということになっています。

それから、美祢農林につきましては、取締役が林繁美氏の1名、それから監査役が三好輝廣氏1名、計2名の役員体制です。代表取締役は、美祢観光と同じ林繁美氏となっております。

ちなみに、取締役の任期は、会社法332条によって、原則2年ですが、定款または株主総会の決議によってこれを短縮することができる、こう規定されてあります。

また、会社法第336条によって、監査役の任期は原則的に4年となっております。それでは、順序表の項目に従いまして、具体的な質問をいたします。

質問その1です。既に御案内のように、林繁美前副市長が、先月5月末をもって、任期の来年3月末を待たずに退任され、6月12日に篠田洋司新副市長が就任されました。

林繁美前副市長は、先ほど申し上げましたように、美祢市の二つの第三セクターの代表取締役を兼任されておりました。この二つの第三セクターの株主総会は、美祢観光開発株式会社が5月14日、それから美祢農林開発株式会社が5月19日、それぞれ開催されております。これは、山口新聞の市長の動静表で確認をいたしました。二つの三セクの最新の履歴書をさっきとって見ましたら、やはり代表取締役は林代表取締役と、こういうことになっておりました。

最初の質問ですが、林繁美副市長の退任に伴いまして、二つの第三セクターの代表取締役に変更があったのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 坪井議員の御質問にお答えをいたします。

美祢市副市長の5月末退任に伴い、二つの美祢市第三セクターの代表取締役に変更があったかであります。

まず、美祢観光開発株式会社については5月の14日に、また、美祢農林開発株

式会社については5月の19日にそれぞれ株主総会が開催され、いずれも林繁美氏が引き続いて代表取締役役に重任されたところであり、変更はございません。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） それでは、次の質問です。質問の2番目です。

第三セクターの代表取締役、監査役に変更があった場合に、登記はいつまでにしなければならないか、お尋ねをいたします。

今、西田部長おっしゃった林繁美氏が重任されたとなっておりますが、これは、変更にあたるか、当たらないかお答えください。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問でございますが、林繁美氏におかれては、私どもは、重任ということは変更にあたるというふうに、私は思っております。（発言する者あり）変更にあたると思っております。（発言する者あり）期間。

次に、第三セクターの代表取締役の変更登記期間についてであります。

先ほども坪井議員おっしゃられたように、二つの第三セクターにつきましては、会社法の適用を受けております。

お尋ねの代表取締役の変更登記期間につきましては、会社法の第915条第1項により、2週間以内と規定されているところでございます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 私、今回、先ほどの株主総会が開かれた2週間後以降に、山口地方法局に行きまして、二つの証明書をとって見ました。いずれも何ら変更がありません。林繁美さんが重任された。重任も、就任と重任っていいです。もう一回、再任ですよ。再選ですよ。その場合は、重任という言葉を使いますが、そういう一切の登記はなされておられません。

それで、登記期間は今おっしゃったように、915条で2週間、本店所在地において変更の登記をしなければならんと、こうなってます。

次の質問です。もし、2週間以内に変更登記期間をしなかったら、何か罰則規定がございましょうか、お尋ねします。

○議長（秋山哲朗君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

もし、これを怠ったときには100万円以下の過料、会社法の976条第1項第1号で科せられる可能性があるというふうになっております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） おっしゃるとおり、100万円以下の過料に処するとなっております。

私は、何ていいますか、この登記事項証明書をとった後、この前、この前ちゅうのは、6月の8日ですか、とった後に、実は美祢農林開発株式会社の登記事項証明書の昔からの、最初からのをずっと取りました。見て、実は大変びっくり仰天しました。

といいますのは、林繁美さんは、平成22年の12月13日に最初に就任されています。後ずっと、2年間隔で重任、重任でいってまして、22年はちょっと中間でしたから、次が23年5月26日に重任という事実があります。23年5月26日に重任となっておりますが、これ、登記されたのが2年2カ月後の平成25年7月26日です。23年の次の選任が、2年後ですから25年の5月30日、この2回分が一遍に25年7月26日に登記されています。

それで、これを見ましてびっくり仰天いたしまして、この後すぐ、法務局の中に登記の相談があります。そこに行って聞きました。実は、こういうことで就任後2年2カ月も放置してありますよ、どうでしょうかと聞いたら、こういうふうな登記官の回答です。代表取締役の変更登記がきちんとなされず、2年2カ月も放置しているなど、極めて悪質な事例です。しかも、この会社が第三セクター会社ということを知れば、論外の悪質なケースで、当然、100万以下の過料に処されてもおかしくない事例です。しかし、このケースは既に消滅時効にかかっていますんで、実際には罰せられることはありませんと、こういうふうな登記官の説明でございました。

それで、次の質問です。美祢観光、同じですよ、2週間、全然守られてないんです。なぜ、美祢市の第三セクターはこのように、取締役だけに限りますが、変更登記、2週間以内になされてないのか、その理由についてお尋ねをいたします。

○議長（秋山哲朗君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） まず最初に、第三セクターの一般質問の御質問の件でござ

います。

これは、地方議会運営事典……。

（「ちょっと待ってください、もう時間がありませんから、いいです」と呼ぶ者あり）いいえ、ちょっと話させてください。（「理由だけ言ってください」と呼ぶ者あり）いえいえ、それには、まず地方公社とか第三セクターの業務については、当該団体とは別個の存在であるので質問できない。ただし、長の監督権の行使の状況等については質問できるということですので、我々は、この範囲内での回答になるうかと思えます。

ですから、今の御質問ですけど、今後指導するという回答にとどまろうかと思えます。

それと、もう一つ言わせてください。本店の所在地とかいろいろ言われております。本店の所在地っていうのは、皆さん御存じのように、阪急電車でも本店の所在地は阪急池田駅でございます。ですから、実際にその業務をするところとは異なるところもあるということは御存じいただきたいし、第三セクターに関して、こういう私の回答するというのは、例えば中国電力、これも筆頭株主は山口県でございます。（「答えないでください。質問しておりません」と呼ぶ者あり）山口県が（「とめてください。そんな質問してません」と呼ぶ者あり）この第三セクターの（「質問してません。質問してません」と呼ぶ者あり）経営状況を回答してるかっていったら、そういうことはございませんので、御理解いただきたいと思えます。（「質問してません。質問してません。時間がない」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（秋山哲朗君） いや、時間があるとかなしに、坪井さんもそこで、初めに通告以外の質問をされました。それも、許してるわけでしょう。自由闊達な意見交換できないということで。だから今、執行部のほうからるる説明した、市民にわかりやすく説明したとおりでと思います。よろしいですか。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 一般質問は、坪井康男が確かにしてますけども、市民の代表として、市民にかわってしてるんですよ。従って、それは、市長さん、副市長さん、立場が違うから答えんと、それはそれでいいですけども、市民にやっぱり執行部

としてはきちんと説明されるのが筋じゃなかろうかと思います。

次の質問に行きます。じゃあ、もう時間がなくなりましたら。

○議長（秋山哲朗君） いや、まだ15分ありますから大丈夫。

○3番（坪井康男君） いや、飛ばします。いつもあの手で、何か関係ないこと……。

それじゃあ、もうこれ、タイトル言いましたけど、第三セクターの情報開示、特に株主総会の情報開示についてということで質問いたします。

美祢市は、美祢観光開発株式会社、資本金は6,000万円です。うち5,000万円出資してます。出資比率が83.3%です。それから、美祢農林開発には2,000万中1,950万、97.5%出資しています。ともに美祢市は圧倒的多数の議決権を持つ株主でありますから、あらゆる株主権を単独で行使することができます。このことは、会社法の規定上、次のことができる大変重たい権限なのです。

1、株主、以降、これ市長です、いつでも臨時株主総会を招集して役員を選任することができます。会社法297条、329条です。

2番目、会計帳簿またはこれに関する資料等の閲覧はいつでもできます。

それから3番目、各事業年度における決算書類、事業報告、これも全部いつでも見ることができるし、謄写することができます。

それから、会社法314条に、取締役の説明責任というのがあります、314条です。取締役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならんと、こういう規定があります。

そこで質問です。先ほどのように、二つの三セクの株主総会が開かれました。その株主総会で、これだけすごい、連続して赤字が出てるということについて、大株主としての市長さんは、何か質問をされましたか、お聞きします。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 坪井議員の御質問ですが、この一般質問の場というのは、美祢市の政策的、施策的なものについて御質問を頂戴して、予算委員会とかいろいろありますよね、本会議ありますよね、そこで質問に適しないものをここで一般質問の場として法で定められて設定されておるわけです。ここは、決して裁判所じゃございません。

議員は、あなたは、坪井康男じゃないよ、私は市民の代表の議員だよとおっしゃ

ったけれども、私も市民の代表の市長であり、そして、職員は市長の補助機関たる公の職員です。ですから、その公の立場にのっとして、冷静に説明をしたり、お答えをしとるつもりでありますけれども、坪井議員は、常に個人と市議会議員の立場を使い分けをされますね。

今も、御自分が御質問をされてて、一問一答で、一問質問をされて、それに対して我々が冷静に答えるのが一問一答方式だけでも、質問の途中で個別に質問をするとかいうこともされました。逆に質問されたことに、ちゃんとうちの副市長ですよ、市のナンバー2が、ちゃんと挙手をして、議長のお許しをしてお答えをしよるときに合いの手を入れて、「質問してない、質問してない、質問してない」ということで、その発言を妨害するということが、これは一般質問として、これ、適正な行為かどうかということです。

それと、今の株主総会で、私がおその会社のあり方についてどういう質問をしたかということ、一般質問の場で質問をされることでしょうか、それは。美祢観光開発株式会社にしろ、美祢農林開発株式会社にしろ、市が出資をして、そして農協さんなりカルスト森林組合さんが出資をしていただいて、美祢市の将来のために設置をしているそれぞれ別個の会社です。これをこうすれば美祢市のためになるんじゃないかとかいう、提案型の御質問ならもっともだろうと思えますけれども、個別の案件を取り上げて、「これはいけん、あれはいけん、これはいけん」ということで、先ほど申し上げたように、ここは裁判の場でも何でもありません。

あなたは、市民の代表として、美祢市の将来のためにここで御質問に立っておられるはずですから、先ほどのコンプライアンス、法令遵守についてはもちろんわかりました。我々は、指導機関として、きちっと今後、両会社に指導をしてまいりたいというふうに思っておりますけれども、それ以下の個別の中身について、ここで追及をする場なのかということをもう一度、逆に私はお伺いをしたい、反問権を求めます。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今の市長さんの反問に対して、きちんとお答えいたします。

そもそも二つの第三セクターは、美祢観光は5,000万美祢市が出資してますよ。美祢農林は1,950万出資してますよ。これは、公金ですよ、公金を出資するということは、市民の信託があるんですよ。市長、聞いておられますか。手が動

いとるんじゃないですか、一つも聞いておられない。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。

○3番（坪井康男君） いいですよ。要するに、出資してるということは、信託、市民の財産を信託してるってことですよ。あなたは、その観点が全く欠落してる。株主責任っていうのは大きいんですよ、この場合。

だから、もうこんな妨害されるようだったら、私、もうこれ以上やりませんが、ただ市民の皆さんにこれだけは申し上げておきます。私が何か難しい質問をすると、最後はいつでもこうです、議長と一緒にとめられます。だから、これだけ大変にいい加減な、ずさんな事務処理がなされておると、第三セクターは。そして、2,000万、3,000万の赤字がどんどん毎年出てる。このことだけはしっかり申し上げて、質問を終わります。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと坪井議員、座ってください。市民の方が誤解を招くおそれがある。座ってください。

先ほど篠田副市長が言われたことをまだ御理解されておられんと、私にも感じました。市長、何かもしこれに対して答弁がありましたら、村田市長。

○市長（村田弘司君） 今、坪井議員は、私があなたの質問を妨害したとおっしゃいましたけれども、私は今、誠実に答えておるつもりです。副市長も誠実にお答えをしたはずです。

私が、両会社の中身を何もわかってないということをおっしゃった。妨害という言葉を使われたけど、それは暴言です。市長が、出資者の長たる立場として、美祿観光開発株式会社、美祿農林開発株式会社のことを全く知らずに、設置者としてあり得ないし、大株主としてもあり得ません。

ですから、本来的には、先ほど篠田副市長がお話をしましたけれども、地方自治法質疑応答集にもあります。第三セクターについては、それ自体議決の対象となるものでないから、本来の意味での議題となるものではなく、従って、これに対する質疑も認められないと解するというふうなことがあります。それをあえて、我々は市民の誤解を受けてはいけないから、逃げとるというふうに思われてはいけないから、一生懸命お答えをしとるわけです。

最後には、あなたは言いつ放しで、これやめます。そして、市長は何も知らないから、市長はむちゃくちゃをしとるからということで、ある意味、柔道のかけ逃げ

に似てます。それで、すぐ下がります。それは、逆に私は、私の立場でいえば、美祿市の行政があたかもでたらめなことをしとるように印象づけるために質疑をしとると、質問をされておるとしか思えないというふうに思います。

どうですか、それに対して何か、質問ですよ。あります、どうぞ。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） 12時5分までありますから。坪井議員。

○3番（坪井康男君） いつも問題をすりかえられる。私は、三セクの総会の決議の内容を聞いてるんじゃない。あくまでも大株主たる美祿市長さんが、株主総会に出られて、あれだけの赤字が出とるのについて、一言の説明も求められない、摩訶不思議な市長さんですね。出資者の説明責任を求めているんです。

以上で終わります。

○議長（秋山哲朗君） まあ、座ってください。

村田市長。

○市長（村田弘司君） 会社の株主総会ですから、私は大株主の立場としてももちろん出席をさせていただいております。

当然、大株主ですから、株を出資しとるわけですから、その会社の経営、運営について非常に興味があるところの話じゃないです。大株主の立場として出席をしておいて、会社の赤字状態とか経営状態を全く私が質問しないとか、常識で考えておありになるとは思いますか。

もちろん、私は非常に厳しい視点で質問をさせていただいておるし、そして、それに対して会社のほうからは懇切丁寧に説明を受けてるということを申し添えておきたいと思います。

以上です。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） まだありますか、坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今まで随分市長さんと議論しましたよね。それを、あなたはまともに答えられたことが非常少ない。今までいっぱいやりましたよ。指定管理業務と竹箒の業務は分離して経理することと、美祿農林なってます。分離してますかと聞いても、誰もはきと答えられない。多分してるでしょうぐらいです。これ、1点。

2番目が、補助金の支出の範囲の問題。利益が出るほど、平成22年度に2,0

00万補助金出しました。あれは、竹箸の補助金ですから1,500万でいいんです。それで、利益が出た。利益が出るまで補助金出していいですかということに対しても、勝手にそんなこと言うんなら、あなただけが法律じゃないと、訴訟せえよと、そうおっしゃった。

それから、補助金の会計処理が売上収入なのか、営業外収入なのか、これも全然答えてない。それから、三セクのガイドラインについても、これ、二つの三セクはガイドラインに抵触しますよ。だから、この後の第三者検討委員会がどういうふうになっておりましたかというのを、最後に質問したいと思います。何か反論があったら、また言ってください。

○議長（秋山哲朗君） お互いに、神聖な場ですから、あおるような発言は極力控えていただきたいと思います。（発言する者あり）だから、お互いにということでしょう。

村田市長。

○市長（村田弘司君） 議長、私は冷静に答えたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） よろしくお願いします。

○市長（村田弘司君） 御理解を賜りたいと思います。（発言する者あり）ちょっと顔がこわばってます。（発言する者あり）これでいいですか。ちょっと今、議長にお話をする間に答えることを若干忘れましたが、肩の力抜けてますんで。

今、議員のほうから、過去の質疑の中で、私が明確に答えてなかった、話をすりかえたとおっしゃいましたけれども、全てのことは予算が伴います。ですよね。理解も納得もできない私がお答えをしようとした、職員がしようとしたのに、結果的に両会社に対する出資金なり、補助金なり、いろんなものを美祢市議会は議決をされておられます。そして、坪井議員は、「よくわかった、これで納得して賛成をする」ということまでおっしゃったこともありました。ですよね。そうすると、私の説明も、市の職員の説明も、全然理解できてないことをよくわかったからと、賛成したということはありませんよね。

ですから、これは、この議会の冒頭、私が申し上げたように、美祢市議会というのは責任を持って、私は予算の調整権を持っています。そして、それを議会に提示します、提案します。そして、二元代表制の一方の最高議決機関として、議会が十分に議論を尽くされて議決をするか、否決をするかということ、これが最も重たいこ

となんです。そして、議決をされたその予算をもって、私は執行権を持っていますから、そのお金を執行します、ということでしょう。

ですから、あたかも両会社は無謀にお金をばらばら出したということじゃなしに、それを出すことを決められたのは議会なんです。そしてあなたは、先ほど言われたでしょう、坪井康男さんだけれど、美祢市議会議員の坪井康男さんということをよく御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 確かに議会は、承認権はあります。しかし、今、市長さんいみじくも御自分でおっしゃった、執行権は市長さんです。それで、執行権は結果責任が伴うんですよ。あなたは、そこが全然欠落してます。

これで終わります。（「暴言だ」と呼ぶ者あり）

○議長（秋山哲朗君） すごいことを……。 （発言する者あり）今の発言、最後の発言、取り消されますか、どうされますか。（発言する者あり）

そうですね、今の件につきまして、ちょっと会派代表者会議並びにちょっと議運で検討してみたいと思います。（発言する者あり）

この際、午後1時まで休憩をいたします。

その間に、ちょっと会派代表者の方は別室へお集まりをいただきたいと思います。

以上です。

午後0時05分休憩

.....

午後1時05分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、暫時休憩をいたします。

その間に会派代表者会議を開きたいと思いますので、会派代表者の方はお集まりいただきます。

午後1時06分休憩

.....

午後1時47分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これは、私からのお願い事でございますけども、特にこの議会内においては、お互いに人格を否定するような発言のないように御留意をお願いいたしたいと思えます。よろしくお願ひします。

西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 先ほど、午前中ですが、坪井議員のほうから、過去の、3つあったと思えます。質問に答えていないのではという御指摘がございました。ちょっと短い時間で大変申しわけございません。

一つ目は、ちょっと若干聞き取りができなかったもので、今お答えすることができませんが、二つ目の御質問の中で、農林開発株式会社への1,700万円の補助金、これについて竹箒への補助金であるということで、指定管理の施設で行われている事業への充当があるのかなのかという趣旨の御質問だったと思えますが、これに答えていないのではということでございます。

これにつきましては、昨年度、平成26年度の段階で、部門別のそれぞれの決算資料のほう、議員の皆様方にもお配りをして、その場で御説明をさせていただいているというふうに思えますので、それが説明と、お答えとなってるというふうに思っております。

それから、最後の質問として、灯油料の指定管理の補正のときだったと思えますが、これについて、売り上げに計上、決算上、売り上げに計上するのか、あるいは営業外収益として計上するのかという御質問について、明確な答えをもらっていないというふうな趣旨のことであろうというふうに思えますが、これにつきましては、昨年3月の議会だったと思えます。御質問をいただきまして、その場で明確な回答はできませんでしたが、それ以降、税理士の先生、それから中小企業診断士の先生に、それぞれ私どものほうから照会をさせていただいて、御回答をいただきました。その資料を皆様方にお配りをした上で、当時の商工労働課長のほうから説明をしたものであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。岩本明央議員。

〔岩本明央君 登壇〕

○10番（岩本明央君） 私は、純政会の岩本明央です。平成27年6月定例会での

一般質問を行います。

質問内容等は通告書のとおりで、質問の順序は多少前後していますが、件名、質問項目等の順序に従って行います。

今回は、美祢市教育委員会、教育長に質問いたします。永富教育長に教育について質問、提言することはおそれ多く、まさに釈迦に説法、お釈迦様に対して仏法を説くようなもので、大変失礼とは思いますが、お許しいただきますようによろしくをお願いします。

最初は、美祢市立小中学生の統合、廃校についてです。

美祢市議会は、2年前、学校規模適正化特別委員会を設置し、答申書を秋山議長に提出されました。教育委員会でも特別委員会を設けられ、教育委員長宛てに答申されたと伺っています。

ある市民の方から、「わしも年をとったからの、田んぼや畑、山の境など息子夫婦に教えようと思うちよつたら、近くの小学校がのうなってしまうた。息子夫婦や孫が帰らんようになってしまった。よいよ残念じゃ、大変残念じゃ」と嘆いておられました。

また、先般、美祢青年会議所の皆さんとの意見交換会があり、於福地区の好青年、好青年会員さんから、次のようなお話がありました。「小学校をなくさないでほしい。なくなると地域が衰退し、消滅する」と、強く強く、真剣な御要望がありました。

さらに先日、ある人が来られ、「近所の小学校がのうなってしまうて、子供の声も聞こえん、チャイムも聞こえん、校内放送も聞こえん、何と寂しゅうなってしまうた。子供のおらん廃校へ奉仕作業やら草刈り行っても、精がのうてやれん」との声も聞きます。同様のお話が、ほかの地域からも多く聞こえてきます。

村田市長が推進しておられます人口定住、過疎化脱却等の御方針に反すると思われませんが、いかかでしょうか。市民、多くの皆様が、このMYTテレビ、MYTをごらんになっていますので、この件について、教育長の今後の小・中学校の統廃合政策についてお伺いいたします。御答弁をよろしく願いいたします。

次に、学校施設の耐震化の状況及び通学路の安全性について質問いたします。

この新聞にもありますように、「県内公立学校の耐震化は依然進まず」のニュースの見出しで、山口県は全国で悪いほうから4番目、ワースト4です。美祢市は、

県内13市のうちよいほうから5番目になっています。

実は先月、5月23日に綾木小学校の運動会が、例年より早く開催されました。綾木小学校体育館——体育館は室内運動場ですが——体育館は耐震に対する補強工事が実施されるそうです。大変結構なことで、感謝、御礼を申し上げます。体育館は、災害発生時の避難場所にもなり、小学校はもとより、地域の方々も大変喜んでおられます。

今後、美祢市内で、学校敷地内でのハード面、特に建物、校舎、体育館、給食調理場、防球ネットの支柱、シャッター、階段手すりと、改修工事・補強工事の予定、計画があれば、教えていただきたいと思います。

次に、市内小・中学校の通学路についてお尋ねいたします。

一部地域の方から、小・中学校、児童・生徒の通学路の点検について提言があり、確認のために現地へ赴きました。通学路と車道との間に縁石が、全通学路にあるかどうか。樹木の木の枝の垂れ下がり、桜の木の若葉への毛虫、これは、毛虫が子供を刺しますと、かぶれやかゆみが大変ひどいようですが——など、それから、交差点での見通し、崩れかかった廃屋、不審者等、危険な例を挙げれば切りがありません。

地域住民やPTA会員・役員の方々へのプレッシャーや負担増、点検、奉仕作業中のけがや事故等、大変気になります。教育委員会は、学校へどのような指導がなされているのかお尋ねいたします。

次に、児童・生徒の安全確保に対する学校や保護者と地域住民との連携体制についてお伺いいたします。

安全・安心は、学校教育現場での指導はもちろんですが、教育環境の改善・向上に、地域社会との協力や連携が特に大切だと思います。

例えば、地域でのお祭り、交流会、運動会等に協力、参加して、学校のアピールをし、地域の皆さんに理解、協力してもらおう。逆に、小・中学校行事の運動会、体育祭、文化祭、学習発表会等へ地域の方々を招待し、一緒に楽しむようにすると、お正月やお盆に、他県や近隣のまちに住んでおられる若者家族が帰ってきて、故郷、地元よさを再認識し、Uターンしたい気持ちが強くなり、人口減少に歯どめがかかると考えます。教育委員会の御指導を期待しています。

次に、美祢市立小・中学校の安全・安心学校運営についてお伺いいたします。

昔から、教育は百年の大計、森づくりは、森林づくりは50年の大計、稲づくりは1年、しかし、1年、1年が1年生とされています。このお話は、教育がいかに大変で、大切であるか、また、後世まで大きな影響を与えることを物語っています。

学校での児童・生徒の健康管理は、何といたっても安全な学校給食の提供が基本で、安全・安心が最も重要だと思います。

最初に、一昨年、大嶺小学校で発生しました学校給食異物混入事件について、原因、経緯、てんまつについて、確認の意味で再度御報告をお願いしたいと思います。

次に、学校教育現場での人間関係の問題についてお尋ねいたします。

これは、安全・安心、心の健康問題だと思います。今、全国の小・中学校で、子供間のいじめ、教職員からの子供への体罰、教職員間のセクハラ、パワハラ、マタハラ、保護者からのモンスターペアレント、嫌がらせ、脅迫事件など、多く発生しています。

この新聞にもありますように、教職員への脅迫が、44都道府県で2,000件もあり、特別の例は、ある先生1人が300万円もおどし取られたそうです。県内でも、脅迫事件が10件あったようです。

このような事例は、教育委員会等に報告せず、学校内で解決したい雰囲気があるようですが、美祢市内で同様の問題は報告されていないのでしょうか、お尋ねをいたします。

ここで、モンスターペアレントについて、事例をお話ししたいと思います。小学校のスポーツ少年団や中学校の部活等で、保護者から、指導者や先生に対して、なぜうちの子供が正選手になれんのか、うちの子供が一番上手なのにと強烈に申し込んだり、指導の仕方が悪いと言いふらしたり、陰口を言ったり、先生方が大変困っておられました。さらに、PTA活動や役員会等でも同様の問題が発生していました。

以上のような案件は、教育現場から相談や報告はありませんか、お尋ねをいたします。

ここで、子供間のいじめについてお伺いいたします。

この新聞にもありますように、いじめ調査委員会の初会合が1月26日に開催されたそうです。その後の経緯や内容について、御報告いただきたいと思います。

世間一般的に、いじめはどのように起きるのか、いじめの原因は何か、主なものを教えてください。

以上で、壇上からの質問を終わりますが、答弁の内容によっては、発言席から質問させていただきます。

〔岩本明央君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

〔教育長 永富康文君 登壇〕

○教育長（永富康文君） 岩本議員の美祢市立小・中学校の統廃合についての御質問にお答えいたします。

まず、今後の小・中学校の統廃合はどのように進められるかについてであります。

教育委員会といたしましては、美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、学校の再編統合を推進しているところであり、その取組状況について御説明申し上げます。

まず、秋芳南中学校と秋芳北中学校の統合につきましては、現在、平成28年4月1日の統合に向けて準備を進めているところであり、また、嘉万小学校と別府小学校につきましては、保護者や地域の代表、学校の教職員から成る秋芳北部地域統合小学校開校準備協議会を立ち上げ、統合に向けた協議を丁寧に進めていくこととしているところであります。

このほかの学校に係る再編統合につきましては、昨年度、各学校の保護者の方が、美祢市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針で示した再編統合計画、これは案でございますが、これについてどのように考えておられるのかお聞きしてまいりました。多くの保護者の方は、再編統合の必要性に一定の理解を示されたと認識しておりますが、その時期につきましては、随分と温度差があるように感じているところでもあります。

今後、児童・生徒数の状況や、保護者や地域の方々の御意見をしっかりお聞きし、その意見のまとめ等注視するとともに、統合先の学校を保護者が見学する機会を設けるなど、保護者や児童・生徒の不安が解消できるよう努めてまいります。

教育委員会といたしましては、未来を託す子供たちには、これからの変化の激しい時代をたくましく生きていく力を身につけさせる必要があります、そのためには、学校の再編統合が必要であるということへの理解を求め、魅力と活力と、そして、夢

と希望のある学校づくりを、保護者、地域、行政が一体となって推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、本市の人口問題、過疎化、地域経済等に与える影響の見通しについてであります。

学校は、学級、学年、委員会、部活動等、集団活動を通して、子供たちとともに学び、ともに生きる社会を築いていくための、その基盤を養うところであり、そのためには、一定の集団規模を形成することが望ましいところであります。学校の再編統合は、子どもたちのためにを第一義として、子供たちがよりよい教育環境のもとで、充実した学校生活が送られるよう取り組んでいるところであります。再編統合の必要性については、議会におかれましても特別委員会を設置され、御議論されているところであります。十分御理解をいただいているものと認識してるところであります。

ただ、一方で、議員御指摘のとおり、学校がなくなることによる地域コミュニティーの衰退、過疎化の進行等が懸念されるところでもありますが、中には余りにも学校の小規模化が進んでいることへ不安を抱かれ、また、より切磋琢磨できる環境を望まれ、市外の学校に通学させ、あるいは市外に転居するといった保護者もいらっしゃることも聞いております。何よりも、美祢市で子供を産み、育てたいと思っていただけるような魅力と活力に満ちた学校環境の整備が最優先であると考えているところであります。

地域振興、地方創生は、本市の最重要課題であります。将来に悔いを残すことのないよう、人口減少社会という厳しい現実をしっかりと受けとめ、このすばらしい美祢市を子々孫々受け継ぎますよう、教育委員会といたしましても、このふるさと美祢に生まれ、育ったことに誇りと自信を持って未来に挑戦していける人材の育成に全力で取り組んでまいります。

続きまして、美祢市立小・中学校の安全・安心な学校運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校施設の耐震化の状況及び通学路の安全性についてであります。

まず、学校施設耐震化の状況についてであります。

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保は極めて重要でありますので、その耐震化に年次計画的に取り組んできております。

平成27年4月1日現在の耐震化率は、91.7%であります。於福小学校の屋内運動場の耐震化を今年度実施する計画であり、秋芳中学校が開校する平成28年4月1日の耐震化率は97.1%になる見込みであります。

なお、残る未耐震化の学校施設は、嘉万小学校と別府小学校の屋内運動場ですが、先ほど申し上げたとおり、現在、両校の統合に向けた協議を行っているところであります。統合小学校においては、耐震性のある現秋芳北中学校の屋内運動場を利用する計画となっており、統合が実現した暁には、耐震化率は100%になる運びであります。

また、非構造部材の耐震化、言いかえますと、屋内運動場におけるつり天井の落下防止対策についてであります。

子供たちを初め、そこに集う人たちの安全と安心を十分に確保することが喫緊の課題であり、現在、小学校7校、中学校2校の屋内運動場にかかるつり天井の落下防止対策に取り組んでいるところでありまして、今年度末をもって対策が完了する計画となっております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が安全で安心して学校生活を送られるよう、そして、災害時には、避難所としても学校がその機能を十分果たすことができるよう、今後とも計画的に学校の施設整備を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、通学路の安全性についてであります。

児童・生徒が毎日通う通学路の安全性を確保することは、大変重要な課題であります。

通学路の危険箇所については、道路管理者及び警察等と合同の安全点検を実施しており、その結果に基づいて児童・生徒への注意喚起等の対策をとっております。

また、樹木の伐採や不審者の情報等、通学路において配慮を要することについては、学校及び地域から連絡があれば、内容に応じて道路を管理している担当課及び警察へ情報を提供するとともに、速やかに対応するよう要請をしております。

登下校の安全確保については、何よりも児童・生徒を見守っていただいているスクールガードの皆様方の協力が不可欠であります。スクールガードの負担の大きいことが懸念されております。

そこで、学校の教育活動において、KYT学習と呼ばれる危険予測学習や交通安

全教室等を通して、児童・生徒の安全意識を高めることで、少しでもスクールガードの方々の負担を軽減してまいりたいと考えております。

さらに、ボランティアとして活動されている方々へ、感謝の気持ちが伝わるよう、子供たちの生活が、地域の多くの方々によって支えられていることにも気づかせるよう指導してるところであります。

美祢市におきましては、多くの地域で子供たちの見守り活動に取り組んでいただいております。そのような中、綾木安全・安心見守り隊が、昨年度、学校安全ボランティア活動で、文部科学大臣表彰を受けたところであり、子供たちの安全・安心のために御尽力をいただいております関係者の皆様には、頭が下がる思いであります。

今後につきましても、通学路の安全点検や、通学環境の整備を行うとともに、スクールガードの皆様方の温かい御支援を賜りながら、通学路の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2点目の児童・生徒の安全確保に対する学校、保護者及び地域住民との連携体制についてであります。

議員御指摘のとおり、学校、地域の安全・安心や教育環境の向上には、学校と地域社会との結びつきが大切であります。

小・中学校におきましては、和太鼓等、地域に伝わる伝統芸能を継承する活動や、ナシづくり等の農業体験など、地域の特色を生かしたさまざまな活動を行っております。また、夏祭りのような地域の伝統行事等においても、児童・生徒が積極的に参加するよう推奨しており、いずれの活動においても、地域の方々との交流を通じて、児童・生徒と地域の結びつきは強まっております。

普段の授業においても、地域の方が自由に参観できる日を設け、学校の様子を知ることを通して、地域の方々の学校への関心が高まってきております。

このような取り組みを継続して行う中で、学校と地域の双方向による結びつきが強まるとともに、相互の信頼関係が生まれ、地域における子供たちの見守り体制も築かれていくものと考えております。

このような信頼関係は、安心・安全な地域社会の基盤であり、そのことが、ひいては人口定住にもつながっていくものと期待するところであります。

次に、3点目の教職員、保護者及び児童・生徒間における課題等についての御質

問にお答えいたします。

まず、平成25年12月9日に、大嶺小学校で発生した異物混入事案についてありますが、これは、給食のパンパンの中に、植物性の茎のようなものが入っていたものであります。

このことを受け、山口県学校給食会を通して、パンの納入業者に徹底的な原因究明と、具体的な再発防止策を講じるよう求めるとともに、学校給食における異物混入対応マニュアルを策定したところであります。

パンの納入業者からは、パンの製造過程において混入したものであり、タイのパン工場において植物繊維である清掃用ブラシが——その一部であります——パンに混入した可能性が高いとの報告を受けているところであります。

また、パンの納入業者において、金属探知機の導入、目視検査の強化、従業員教育の徹底等、再発防止に向けた対策が迅速にとられたところであります。

教育委員会といたしましては、今後とも学校調理場と緊密に連携しながら、児童・生徒にとって、安全で安心できるおいしい学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、いじめについてであります。

平成26年4月から平成27年5月末まで、小学校8件、中学校5件、いじめに関する報告を受けております。

これらについては、児童相談所等の関係機関や保護者との連携、協力によって全て解消したり、あるいは改善に向かったりしております。

引き続き、ともに生きるために、他者を思いやる心情を大切にすることや、子供同士のきずなづくりや、安心して過ごすことのできる居場所づくりなどを通して、いじめの解消を目指してまいります。

教育委員会といたしましては、本年4月、美祢市いじめ基本方針の改定を行うとともに、本方針に基づいて策定したいじめ防止・根絶に向けた10の取組を各学校に示し、「いじめはしない・させない・許さない」学校づくりを進めているところであります。

なお、いじめ調査委員会につきましては、1月26日に第1回いじめ調査委員会を開催し、学校からの経過説明を受け、転落事案の関係分析などを行いました。その後、委員により、学校関係者、当該保護者、スクールカウンセラー等への聞き取

り調査が行われております。

調査結果につきましては、いじめ調査委員会が、当該保護者の意向を十分に踏まえられ、適切な時期に報告されるのではないかと推測しております。

続いて、体罰、教職員間のセクハラ、パワハラ等についてであります。

現在、体罰や教職員間のセクハラ、パワハラ等については報告を受けておりませんが、教育委員会に法規保持対策チームを設置し、各学校の対策や研修に係る実施状況報告を受け、改善策を取りまとめ、学校への具体的な指導に生かしているところであります。

また、学校においては、PTA役員等を加えた法規保持委員会を設け、外部の方々の御意見をいただきながら、不祥事の根絶に向けた取り組みを進めております。

最後に、保護者による嫌がらせや脅迫事件についてであります。これについても報告を受けてはおりません。

学校では、保護者からの意見につきましては、教育活動の改善に資する貴重なものであると捉えており、保護者との信頼関係を醸成する機会として真摯に対応することが大切であると考えております。

しかしながら、毅然とした対応が必要な場合には、警察等と緊密に連携して対処してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも、学校からの報告を受けるだけでなく、学校を訪問し、学校の状況を把握するとともに、関係機関との情報共有を図り、学校や家庭が抱えておりますさまざまな問題の解消に努め、児童・生徒、教職員、保護者が相互に信頼し合い、安心して過ごせる学校づくりを進めてまいります。

なお、最後にお尋ねになりました一般的ないじめの原因につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、御了承願います。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 津守学校教育課長。

○教育委員会事務局学校教育課長（津守一郎君） 岩本議員御指摘の一般的にいじめはどのように起こるのか、いじめに係る原因についての御質問にお答えを申し上げます。

先ほど教育長が答弁いたしましたように、本市では昨年4月より、小学校で8件、中学校で5件、いじめに係る報告を受けており、関係機関や保護者との連携によっ

て、全てにおいて解消したり、あるいは改善に向かっているところがございます。

いじめの内容としましては、悪口やからかい、あだ名で呼ぶなど、言葉による嫌がらせが大部分を占めております。個々のケースごとに状況の違いはありますけれども、一般的には、いじめの主な原因としては、児童・生徒の人間関係の希薄さや自己有用感や肯定感の乏しさ、さらには、相手を思いやる心の不足やコミュニケーション能力の低下等が考えられます。

本市といたしましても、中長期的な視点に立ち、体験活動の工夫や心を育てる道徳教育や人権教育の充実をさらに図ることを通して、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を行い、いじめ根絶を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

○10番（岩本明央君） 2回目の質問をいたします。

先ほど、体育館の天井落下防止対策につきましては、小学校7つ、中学校2校ということで、本年度末ぐらいには全部終了するという答弁をいただきましたので、安心いたしました。

ところで、新美祢市が誕生してから7年以上が経過しました。その後、鳳鳴小学校、田代小学校、桃木小学校、下郷小学校、本郷小学校の5校が廃校になりました。いろいろ事情はありまじょうが、第三者的に見て、大変残念だなど、こういうふう

に思っております。

ここに、昨年、市教育委員会が出されました市内小・中学校の5年先までの児童・生徒数と学級数の推計表があります。これを見ても、児童・生徒数がほとんど変わらない、一部では多少ふえる学校もありますが――学校と、大幅に減っていく学校があります。この推計表は大変参考になります。

先ほど、市長からも話がありましたが、日本創成会議の増田さん、増田レポートによりますと、全国約1,820の地方公共団体のうち、約890の市町村が将来消滅すると報告されており、その地域の将来がうっすらと見えるような気がいたします。

児童・生徒の大幅な減少地域に対して、何かよい対策はないか、美祢市教育委員会及び教育長のお考えをお尋ねいたします。

美祢市は、このような市町村にならないように、行政、市民、学校が協力して、

凜として生きていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山哲朗君） 永富教育長。

○教育長（永富康文君） 岩本議員から、とても前向きな御質問を頂戴いたしまして、うれしゅうございます。

さて、児童・生徒数の将来推計によりますと、確かに地域間で減少率に差が見られます。これは、その推計期間に限ってのことなのか、あるいはその期間に限らないものであるのか、なかなか判断が難しいところでございます。

また、地域によっては、その地域に愛着があって、住み続けられようとする方が多いのか、あるいはより便利なところへ移住されようとする方が多いのか、その要因につきましてもさまざまであろうかと思われまます。

いずれにしても、美祢市で、とりわけ居住している地域で子供を産み、育てたいと思われるような子育て環境の整備が求められているところでありまして、先ほどの答弁の繰り返しにもなりますが、学校教育につきましましては、それぞれの学校が魅力と活力ある、夢と希望に満ちた、そういう学校づくりが極めて大切であろうと考えているところでございます。

そのため、教育委員会といたしましては、平成25年3月に策定しました美祢市教育振興基本計画に基づいて、「ひとが育つ ひとが輝く 教育の美祢」を基本理念として掲げ、夢、希望、誇りを持って21世紀を生き抜く人材の育成に取り組んでいるところでございます。

具体的な施策を申し上げますと、一つ目は教育環境の整備に関することでありまして、小・中学校の再編統合、校舎等の耐震化、非構造部材の耐震化、そして、給食調理場の再編整備など、教育環境の一層の整備、充実に取り組んでいるところであります。

二つ目は、教育活動、教育内容に関するところでございますが、生まれ育った地域に誇りと自信を持たせるふるさと学習、あるいは知・徳・体のバランスよく備わった生きる力の育成、とりわけ保護者の期待の大きい学力の向上などがあります。

特に学力の向上につきましましては、今年度、新規重点施策として、美祢グローバル人材育成事業に取り組むこととしております。この事業は、英語がわかる、英語が使える、英語が好きな美祢の子供たちの育成を目指すものであり、小学校6年生での英検5級、中学校3年生での英検3級取得を目指し、教育委員会といたしまして

は、該当学年の児童・生徒全員に1回分の検定料を負担することとしております。

このような施策は、県内市町では初めてであろうかと思われませんが、このような取り組みを通して、美祢市の子供たちが、その資質、能力を十分に開花させることができるよう図ってまいりたいと考えております。

彼らが、いずれふるさと美祢の発展を担うとともに、あるいは日本のどこかで、また世界に出ていって頑張ってくれるとすれば、彼らには美祢市と世界をつなぐ存在となることが期待できるはずでございます。

また、現在、美祢市が県内では他市に先駆けて取り組んでおりますジオパークの認定でございますが、このことで、子供たちがふるさとのすばらしさを知り、ふるさとを誇りに思う気持ちを育み、ひいては我がまちのまちづくりを自分たちの手で担おうとする、自主的で主体的な市民の育成にもつながるものと思われまいます。その点で、ジオパークを推進することは、まさしく地域のあすを担う人材育成の取り組みでもあると考えております。

岩本議員が先ほどおっしゃられましたように、大人がまさしく凜として、このすばらしい美祢市を未来につないでいけるように頑張っている姿を、そして、常に前向きにきらきらと輝いてる姿を子供たちに見せてやることも大切であろうかと思っております。

人を育てれば、それだけでまちや地域が発展するとは一概には言えませんが、人づくりをおろそかにしてまちや地域の発展はないところであります。人口定住の促進、それによる地方創生は、まさしく人づくり、人材の育成からではないかと思っております。

教育委員会といたしましては、地域の未来を担う子供たちを学校だけでなく、地域の方々と力を合わせて、一緒になって育てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山哲朗君） 岩本議員。

○10番（岩本明央君） 3回目は、報告とお願いを申し上げます。

最初に報告をしたいと思えます。

皆様も御存じと思えます。また、新聞にも載っております。このたび、綾木小学校は、文部科学省から平成27年度子ども読書活動優秀実践校が発表され、4月

23日、子ども読書の日に文部科学大臣賞を受賞されました。今後も、関係機関や保護者、地域の皆様と連携を深めながら取り組んでいきたいとのことです。大変うれしく、誇りに思っております。これは、私の母校でございますので、そういうふうに思っております。

先ほど、地域住民との連携体制について申し上げましたが、さらに美東町赤郷地区は、多数のグループ、団体が長年にわたり、伝統芸能や伝統行事はもちろん、多くのイベントや行事を開催されており、人口減少に歯どめがかかったすばらしい地区・地域です。

市内小・中学校の統廃合、廃校は、あくまで地域住民の意思を尊重すると伺っています。今後は、美祢市内小・中学校の廃校が出ないような教育行政を期待しております。

多くの実践事例を踏まえ、美祢市教育委員会の今後のすばらしい御指導を期待して、質問を終わります。

○議長（秋山哲朗君） この際、2時55分まで休憩をいたします。

午後2時40分休憩

午後2時55分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。猶野智和議員。

〔猶野智和君 発言席に着く〕

○1番（猶野智和君） 皆さん、こんにちは。政和会の猶野智和でございます。一般質問順序表に従いまして質問をさせていただきます。至らんと、多々あると思いますが、何とぞ御容赦くださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。本日は、一つの質問に絞って、コンパクトな一般質問を心がけたいと思っております。

実際、こちらの質問の内容は、旧山口県美祢高等学校跡地について質問させていただきます。通称美祢高校でございます。

昭和17年、山口県立美祢農林学校として設立され、昭和20年、第1回卒業式において農林科47名を最初の卒業生として送り出しました。その後、山口県立美祢農業高等学校を経て、昭和24年、普通科を設置し、山口県立美祢高等学校とな

りました。そして、本年3月、山口県立青嶺高校へと統合され、設立から72年の間に9,000人以上の卒業生を輩出し、美祢高はその歴史を閉じました。

さて、秋芳町秋吉地区にある旧校舎ですが、特に何かに利用されるということはなく、跡地として残され現在に至っています。

先日、この跡地に行ってみりました。私も、昭和60年に当校を卒業した元生徒ですので、懐かしい気持ちと寂しい気持ちを感じながら、跡地施設の周りを見てまいりました。

閉鎖されて2カ月余り、無人となった跡地周辺は、雑草が伸び始め、手入れも滞っているようでした。校舎の外壁に取りつけられた大時計は、まだ正確に時を刻んでいるようでしたので、電気はまだ通じているのだなというのはわかりました。それならば、施設を守るセキュリティーシステムも健在なのかなと、いろいろ施設を回りながら感想やまた疑問などを持ちながら、本日に至っております。

これらに関する、いろいろ実際見て回って思ったことを、本日は市長、執行部に向けて質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、跡地の現状についてお聞きしたいと思います。跡地の管理について、また、防犯面についての現状について、担当部署より御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） それでは、旧山口県立美祢高等学校の歴史と跡地の現状について、御説明をいたしたいと思います。

猶野議員のおっしゃったことの繰り返しになるかもしれませんが、山口県立美祢高等学校は、昭和17年2月3日に、名称を山口県立美祢農林学校として設立許可を受け、昭和20年3月に第1回目の卒業生47名を送り出したのを始まりとし、昭和23年4月には山口県立美祢農業高等学校に改称し、さらに翌年、昭和24年4月に普通科を設置すると同時に、現在の名称である山口県立美祢高等学校に改称しております。そして、本年3月1日に、第71回目の卒業式を挙行し、総数9,129名の卒業生を送り出して、72年間の歴史に幕を閉じております。

建物につきましては、校舎及び体育館が昭和50年9月に完成し、その後、柔剣道場、図書室等などが整備され、昭和59年には音楽教室が建築されております。

現在の管理につきましては、山口県立青嶺高等学校が行っておられるということ

を県のほうからお聞きしております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御説明、ありがとうございました。

では次に、跡地施設を市民が利用することについての質問でございます。

市民の皆様とお話ししていてよく聞くのが、美祢高跡地施設の利用についてです。当跡地には、野外施設として広いグラウンドが3面もあり、そのほかテニスコート場、弓道場、プールもあります。屋内施設は、耐震性の問題もあって使えないものが多いと聞いておりますが、柔剣道場など平成になって建てられた比較的新しい施設もあると聞きます。特にこの柔剣道場は、スポーツ・文化活動の場として活用したいと、地元より強い要望があることを聞いております。

そこで、跡地施設を市民が利用することは可能であるのか、また、可能であればどのような手続を行えばよいのか、御説明願いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秋山哲朗君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの猶野議員の御質問にお答えします。

猶野議員がおっしゃるとおり、比較的新しい施設もあります。市民の方が利用したいというお気持ちも、よく理解できるところであります。

ただし、管理、今現在施設を管理されておる県のほうに確認をいたしましたところ、現在のところ、管理人が配置されていないということもありますので、施設を開放する——安全面等考慮した上で、施設開放の予定はないというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御説明、ありがとうございました。

現時点では、施設の開放は、管理人等の問題があつてされないということですが、あれだけの施設が利用されることもなく放置され、非常にもったいない話だと思います。人が出入りしなくなった施設は、あつという間に腐ってしまいます。抜本的な跡地の再利用までしばらく時間がかかるでしょうから、それまでの施設維持のためにも、早急に開放に向けて県と協議願いたいと思います。

例えば、管理者不在が問題であるのであれば、施設利用を強く要望している団体に施設管理を委託することは可能かどうかとか、さまざまな可能性を検討いただきたいと考えます。

この問題に絡んで、次に、今後の跡地活用に対する市の考えについて質問いたします。

先ほどの跡地施設の開放が短期活用とするならば、こちらは長期の活用についてであり、抜本的な跡地の利活用についてです。

美祢高跡地は、秋芳町秋吉地区のほぼ中央、東西南北地区のどこからでもアクセスしやすいかなめに位置しています。つまり、何をするにしても地域にとって非常に重要な場所であり、逆に言うと、無人の廃墟になることは許されない場所であるということです。

ゆえに、この問題に関して地域住民の関心は非常に高く、さまざまなアイデアを提唱してくださいます。

私が実際聞いた幾つかの例を挙げさせていただくと、まず、美祢高は農業学校としてスタートしておりますので、広大な敷地を有しています。当時は、畑や牛舎もあったそうです。ゆえに、農業法人に貸し出したり、一般にオーナー農園を募ったり、農業という原点に戻る活用法はないかと、こういうふうにおっしゃる方もいらっしゃいました。

次に、医療・福祉施設の誘致です。現在、跡地のすぐそばに特別養護老人ホームがありますので、それと連携した医療施設や高齢者向けの住宅の整備はどうだろうかとか、また、老朽化し建てかえ時期が来ている公共施設を集中してこの地区に移転はできないだろうか、いろいろ私におっしゃっていただいております。これも、すごく場所、利活用しやすい場所、目立つところで皆さんの思いが強いからだと思っております。

これらに共通することは、雇用を生み、住民生活を向上させる起爆剤となることを、皆さん、期待してらっしゃるからです。

いずれにせよ、現在は県の施設でありますから、最初は県との協議を行うということになると思いますが、しかしながら、そこはできるだけ早く地元の要望をまとめる協議会を立ち上げるよう、市にも御尽力願いたいところでございます。

つきましては、美祢高跡地を活用し、地域の活性化を図ることについて、市長の

お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 村田市長。

○市長（村田弘司君） 猶野議員は、美祢高等学校の卒業生ですか。（発言する者あり）60年、ああ、そうですか。私は、於福中学校を卒業して、大嶺高等学校、これもなくなりましたが、私の同級生、於福という土地柄もあったんでしょう。大嶺高校、それから美祢工業高校、それから美祢高校。農家がありましたから、私らのほうは、美祢高に同級生参りました。あの時代はまだ、たくさんの方が中学校を卒業して、そのまんま社会に出られた方もいらっしゃいましたが、いろんな道を出ました。

ですから、ある意味、美祢高というのは、自治体は違いましたが、非常に私にとってもなじみ深いし、また現在は、美祢青嶺高等学校、大嶺高校と、美祢工業高校と、それから美祢高と、全て一緒になりましたから、私、先ほど申し上げたように大嶺校の卒業生ですから、今や同窓になりましたね。皆、仲間ですよ。

先ほど、田辺総務部長のほうから説明をいたさせましたけども、これが県の施設ということが大前提としてあります。ですから、県がどういうふうに、県が所有しておられるということで、どういうふうに現在お考えであるかということ、まず先に申し上げておきましょう。

県におかれては、全体で今、利活用の方針を検討されておられるようです、第1段階として。この中で、明確なものが出てこないとか、第1段階の段階で、地元の要望を熱く考えようということであれば、第2段階として所在地、所有者じゃないですね、所在地であります美祢市に対して利活用に関する要望等の協議を行っていくということをお考えおられるんです。そして、第3段階として、そこで、いい着地点というか、合意点が出られないようであれば、民間への売却等も検討をするということもお聞きをしております。現段階ではです。

先ほど、岩本議員の御質問に教育長のほうからお答えをいたしましたけど、美祢市も小学校なり中学校なり、統廃合を今進めております。その後、例えばコミュニティセンターとかいう形で、市民の方々の集う場所といいますか、コミュニティを行う場所とか、活性化につながる場所として、旧学校跡地とか、旧校舎を使っただけということで、今、進めてますよね。

同じように、私の考え方は、県立でありますけども、県民というのは、やはりそ

それぞれの自治体の市民でもあります。市民は、またイコール県民でもあります。高等学校を閉校にされた後、県自体が、その地域に所在地としてあるわけですから、その所在地としてある地域をいかに活性化に結びつけていくか。逆に言えば、学校がなくなると寂しいというさっき質問がありましたけれども、確かにそうなんです。そうすると、火が消えたようになってしまっちゃいけないんで、今まで学校があったところの所有者としての責任がありますから、そのことを県のほうがよく鑑みていただいて、地域振興なり、それからにぎわいを創出するためにお考えいただけたらというのが、私の思いです。

ですから、先ほど申し上げたように、県が第2段階で、地元との協議を進めようというお考えをお持ちのようですから、その時点で、その考えは申し述べさせていただこうというふうに思っております。

併せて、先ほど、美祢工業高等学校がある近くが、秋芳地域のセンターに相当するということをおっしゃいました。私も、よく承知しています。総合支所も間近にありますし。ですから、旧秋芳プールを今は使っておりませんが、ことしの予算で新しくプールで設置して、それから、テニスコートもつくる段取りに行ってます。今、でき得れば国の補助金を一部頂戴したいということで、文部科学省のほうにも強く、今、働きかけておりますけれども、いずれにしましても、補助事業にならなくても、これは、市長として必ず今年中にそれをやろうと思ってます。

ですから、今の美祢工業高校と、新しいプールなり、新しい今度はテニスコート、ですから、にぎわいを創出する。そして、行政機能、それから中央公民館もありますから、秋芳地域の。だから、トータルで考えて、あの地域を振興する上において、美祢工業高等学校跡地をどう使っていくかということも、その中に……、（発言する者あり）失礼、美祢工業じゃない、さっき幾つも高校言いましたね。言葉がいろいろ重なりますけれども、美祢高校です、跡の土地をですね、跡の校舎等を含めてどういうふうに活用していくかということの視点もやっぱり必要だろうというふうに思ってます。

ですから、冒頭申し上げたように、県に対して、県民はイコール美祢市民だよと、美祢市民はイコール県民だよということを強く申し上げて、それもいきたい。

ただし、その次の段階として言えることが、施設を県が保有したまんま、美祢市民のために使うということは、県税を使うという立場になりますね。でも、県税と

いうのは、市県民税という形で、美祢市民の方々も県民税を払っておられますから、県がその維持費をお持ちになって、地域振興のためにやられても、決しておかしいことじゃないし、私は当たり前ではないかというふうに思っています。

しかしながら、県も今、お金がない、お金がないといつもおっしゃいますんで、どうか市のほうでその辺を見てほしいというお話も出てくるかもしれません。そうすると、これは、午前中の岡山議員からの御質問にもお答えしましたが、市そのものが、言えば、大変お金が不足してきておる状態で、これからさらに交付税が減ってきますから、その中でどういうふうにお金を上手に使っていくかということがありますから、その辺も含めて考えていきたいと思えます。

ただし、根本的に私の考え方は、先ほどからお話をさせていただいてるとおりでありますから、特に旧町役場、今でいう総合支所、秋芳にしろ、美東にしろ、総合支所がある周辺をいかに活性化をするということが、今後の美祢市の地盤沈下を食い止める大きなものにもなるというふうにも思っております。ですから、その辺の考え方も含めてやっていきたい。

それで今、猶野議員から農業法人の方とか、農地を、ちょっと今メモ書きましたけども、オーナー農園にしたらどうか、おもしろい発想ですね。それから、御高齢の方々に対するサービスを提供するセンター機能を持たしたらどうかと、いろんなお考えがあるようですね。

恐らく秋芳地域の方々が、秋芳地域全体の振興を考えられて、それはひいていけば美祢市全体の振興にもつながる話ですから、一生懸命考えていただいとるんだらうと思います。ですから、市長とすればありがたいし、また、猶野議員のほうからそういう御意見を受けられて、こういうふうな前向きな形で御質問を頂戴するのは、私は、市長として大変幸せです。

ですから、今お話したようなことを踏まえまして、今後、今の協議会の設置の話もありましたけども、これを先にやってしまひまして、県の考えておられることと相反することになってしまいましたら元も子もなくなりますから、こういうことは丁寧にやってく必要があるんです。よくおわかりですよ。

ですから、県とどういう形でいくのが一番いいか、そして、我々の気持ちを十分に伝えていって、そして、地元として協議会をつくったほうが、事が成りやすい、しやすいということがわかってくれば、協議会の設置についても考えていきたいと

思います。

ですから、第1段階で今、県は、県としてどういうふうな利活用があるかということを考えてられるんです。けども、今、第1段階だけれども、でき得れば今の段階でも、言うべきことは今言おうと思ってます。県のほうに、そのことを申し上げたいと思います。

ですから、そのことも含めて、手をこまねいと思ったら美祢市はなくなりますよっていうことを何遍も申し上げてますように、秋芳地域、美東地域も含めて合併をして、それぞれの地域が疲弊化して、もう希望をなくしてしまうっていうことが一番、私、市長として怖いですから、その思いは非常に熱く受けとめさせていただきたいと思います。

だから、いろいろるる申し上げましたけども、その辺を十二分に踏まえて、検討というといつも、何もしないように聞こえますけれども、私の検討は本当に検討するからということをし添えておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 猶野議員。

○1番（猶野智和君） 御答弁、ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたのは、県がもう、表に出てないけど、検討の段階には入っていただいと、これから次には市のレベルにおりてきて、次には民間、売却に行くかどうか、それか地元でうまく意見を取り入れて、やっていけるかどうかという道筋は見えているということだと思います。

やはり秋芳町のちょうど南半分のほぼ中央に、ちょうどへその位置でございます。何をするにしても、全ての地域の輪っかの中心なので、いい場所にあると思います。もともと学校というのは、そういうところに、小高いところにあって、防災にも強い位置だと思います。

できれば、美祢市全体で考えますと、美祢市の東部地域になってくると思いますけど、東部地域の中核エリアという形で、村田市政の中で、長期ビジョンの中にぜひ認識して、組み込んでいただければなと思っております。

その中で、そのときに、あそこにちょうどいい場所がある。先ほど言っていたいただきましたように、今の総合支所ですとか、体育館、公民館のある場所、あそこも含めて何か大きいことができていけるようになればいいかなと。そのとき、ぜひ話し

合いが、先ほどの県との流れで行われるようになるならば、アイデアマンがたくさん地元におられますので、そういう方たちをぜひ中に入れていただきまして、お話をぜひ聞いていただきたいと思います。

そのときには、きっと市政にプラスになるような頭脳の持ち主がたくさんいらっしゃると思いますので、お声がけをしていただければなと思います。

では、改めまして、市長、そのあたりをお願いいたしまして、コンパクトに、私は一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたします。

残りの一般質問につきましては、あす行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆様は、15時30分より、議員控室において、執行部からの報告事項がございますので、お集まり願いますようお願いいたします。

午後3時20分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月15日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

西岡晃

”

荒山光広